

フランスの社会保障制度の概要

- 年金制度及び年金改革の動向を中心に -

(特別レポート Vol. 4)

2002 年 10 月

日本労働研究機構欧州事務所

目次

フランスの社会保障制度の歴史と概要	5
1 基本理念	5
2 社会保障制度成立の経緯	5
3 所轄政府機関	7
4 制度の分類	8
5 受給者数等	8
6 社会保障サービスの種類	9
(1) 社会保障サービスの内訳	9
(2) 社会保障サービスの給付形態	9
7 社会保障運営機関	10
8 支出	12
(1) 社会保障支出の推移	12
(2) 社会保障支出の対 GDP 比	14
9 財源	15
(1) 概説と財源構成	15
(2) 保険料	17
(3) 税収等	18
年金制度（一般制度）の概要	21
1 基本的性格	21
2 年金制度成立までの経緯	21
3 加入制度の種類	22
4 制度の構造	22
5 主要な運営機関とその基礎データ	24
6 運営機関の財源	27
7 支出	28
8 受給者	29
9 給付額	31
(1) 年金関連の基本的な給付額	31
(2) 給付額の計算方法	33
(3) 給付額の制限	35
(4) 割増給付	35
(5) 平均受給額	36
10 年金受給者の生活水準	36
11 退職時期前倒し制度	38
(1) 早期退職制度【 <i>préretraite</i> 】	38
(2) 漸次退職制度【 <i>retraite progressive</i> 】	41
年金制度（補完制度）の概要	42
1 高齢者最低生活保証手当	42
(1) 制度概要	42

(2) 受給者数.....	43
(3) 給付額.....	43
2 強制加入の補足年金制度.....	43
(1) 概説.....	43
(2) 被用者補足年金制度（ARRCO）.....	43
(3) 管理職補足年金制度（AGIRC）.....	45
3 任意加入の年金積立制度.....	47
(1) 主要な任意加入積立制度.....	47
(2) 企業付加年金制度と税制上の優遇措置.....	48
(3) 任意加入保険の運営機関.....	49
(4) 生命保険.....	50
(5) 公務員の付加年金制度.....	52
a) 概説.....	52
b) プレフォン.....	52
(6) 自由業者の付加年金制度（マドラン契約）.....	53
年金制度の制度間平準化.....	54
1 年金受給額の制度別比較.....	54
(1) 被用者の受給額の現状.....	54
(2) 非被用者の受給額の現状.....	55
2 制度間老齢年金補償制度.....	56
3 年金準備金制度.....	57
4 老齢連帯基金.....	57
年金制度改革の背景.....	59
1 概説.....	59
2 欧州年金政策の指針.....	59
(1) 欧州内の人口の高齢化.....	59
(2) 年金改革オプション.....	60
(3) 年金のサステナビリティの改善.....	61
(4) 公的債務の削減.....	61
(5) リスボン・サミットのシナリオによる公的年金支出の予測.....	61
(6) サステナビリティを改善するための行動.....	62
a) 確定給付型年金制度のサステナビリティの改善.....	62
b) 補足制度の設立.....	62
(7) 税制.....	63
(8) 一般的指摘.....	63
a) 55-64 歳の高齢就業者の雇用率の引き上げ.....	63
b) 保険料引き上げ.....	63
c) 準備基金の使用による保険料の引き上げショックの緩和.....	64
3 フランスの人口動態.....	64
4 年金運営状況の予測.....	65
(1) 制度ごとの運営状況予測.....	65

a) 一般制度	66
b) 特別制度	67
(2) 財源の予測	67
(3) シャルパン報告書	69
a) GDP に占める年金支出の割合の変化	69
b) 各制度における年金受給者に対する就業者の割合	70
c) 各制度の財政収支	70
d) その他	73
年金制度改革の概要	74
1 概説	74
2 これまでの年金制度改革	74
3 今後の年金改革	75
(1) 改革の主要な論点	75
a) 保険料拠出期間の延長	76
b) 経済成長の強化	76
c) 保険料率の引上げ	76
d) 就業人口の増加	76
e) 個別年金積立制度【fonds de pension】の推進	77
f) 年金準備金制度【fonds de réserve】	77
g) 社内貯蓄制度	77
h) 選択制漸次退職制度	77
(2) 主要政党、労使団体の主張、提言	78
a) 保険料引上げか、年金支給額引下げか	78
b) 就業年数の延長か、就業人口の増加か	78
c) 確定拠出型年金	79
d) まとめ	79

図表索引

図 1 社会保障支出の内訳（2000 年）	9
図 2 現物支給と現金支給の割合	10
図 3 社会保障運営機関（一般制度）	11
図 4 社会保障一般制度会計収支の推移（単位 10 億フラン）	13
図 5 社会保障支出と社会保険掛金の対 GNP 比の推移（%）	17
図 6 社会保障サービスの財源	19
図 7 老齢年金支出内訳（2000 年）	29
図 8 年金受給者の内訳（2000 年）	29
図 9 年金サービスの内訳	31
図 10 制度間老齢年金補償制度	56

表 1	一般制度各部門の収支の推移（単位 10 億フラン）	14
表 2	社会保障サービス支出が GDP に占める割合（％）	14
表 3	1999 年と 2000 年の社会保障支出	15
表 4	社会保障費の財源別割合（％）	16
表 5	2002 年社会保障会計（当初案）による FOREC 財源構造の概要	20
表 6	労働者の職域と関係制度（機関）	24
表 7	一般制度（民間企業（農業部門の企業を含む）の被用者）の年金	24
表 8	2000 年 7 月 1 日時点における制度別受給者数と保険金支払い中の加入者数	27
表 9	財源内識別社会保障制度財源	28
表 10	一般制度の年金受給者数の推移（2000 年 12 月 31 日時点）	30
表 11	平均年金給付額（1997 年）（1-口 / 月）	36
表 12	年金支給額の推移（補足手当割増分を除く）	37
表 13	60 歳以上の高齢者の収入内訳（％）	38
表 14	2002 年 1 月 1 日時点での高齢者最低生活保証手当補足手当額	42
表 15	非管理職被用者の保険料算出基準	45
表 16	管理職被用者の保険料算出基準	45
表 17	AGIRC 保険料算出基準	46
表 18	年金制度の類型とその根拠法	48
表 19	個人金融資産	50
表 20	1999 年の契約種別保険積立額	51
表 21	主要制度別加入者数と平均年金受給額（2000 年 12 月 31 日時点）	54
表 22	EU 各国における、就業人口（20-64 歳）に対する 65 歳以上の高齢者の割合	60
表 23	GDP に対する公的年金支出の割合の予測（単位：％）	62
表 24	年齢層別人口の推移（対総人口比、％）	64
表 25	人口予測及び年齢層別の対総人口比（％）	65
表 26	保険料拠出者数と年金受給者数の制度別推移	66
表 27	制度別財源予測	68
表 28	2040 年の財政難を避けるための 4 つのシナリオ	69
表 29	GDP に占める年金支出割合	70
表 30	制度別年金受給者に対する就業者数比率	71
表 31	各制度における財政収支予測	71
表 32	拠出機関を 42.5 年に延長した場合の保険料拠出総額に占める不足額の割合	73
表 33	年金改革に係る主要政治勢力の主張	79

フランスの社会保障制度の歴史と概要

1 基本理念

フランスの社会保障制度は、受益者が支払う掛金による社会保険方式を基本としながらも、社会的リスクは全て国民に関わるものであると認識し、「社会的連帯」を原則として、保険金負担者だけでなく国民が平等な条件下でサービスを受けられる「国民のための社会保障」へと向かっている。この原則が明示的に明らかにされたのは、1945年10月4日付けのオルドナンス(政令)で、国民皆保険と共に社会保障制度の一本化を目指した際のことである¹。なお、「社会的連帯」の理念の萌芽は、1898年の労災補償法の中に認められる。

この基本原則については、社会保障法典【Code de la Sécurité sociale】のL.111-1において、「社会保障組織は、国家連帯の原則に基づき創設される。社会保障組織は、所得能力を減退せしめうるあらゆる種類の危険から、労働者及びその家族を保護する。社会保障組織は、また、出産費用及び家族扶養の費用をも支弁する。」と明記されている。

2 社会保障制度成立の経緯

フランスの社会保障制度は、中世の同業者組合の相互救済慣行に端を発するとされている。

19世紀末には、雇用主による私設の被用者援助制度とその法的枠組が整えられ、その後、養老年金制度が鉱夫・海員などを手始めとして発足し、1910年頃までに原則的には全労働者を対象に開設されるに至った。ただし、これらは任意加入にすぎなかった。

その後、1930年に現在の社会保障制度の原形とも言えるべき最初の社会保険が創設された。これは、一定の給与額を上限に、被用者を対象として疾病、廃疾、老齢、死亡などのリスクを補償するものであった。さらに、1930年代には、強制加入を前提とした社会保障制度が発足する。具体的には、給与所得者に対する家族手当支給を義務づけた1932年法、その対象を農民にまで広げた1938年法などである。

第二次世界大戦時には、英国のベバリッジ卿の作成した報告書(1942年)を参考に、仏全国レジスタンス評議会が、当時の社会保険理事長ピエール・ラロックを中心に、社会保険計画を策定した。この計画書が現在の社会保障制度の青写真となる。これにより提唱された社会保障制度は、被用者およびその家族の生活を安定させることを目的としており、上述の社会保障法典上の基本理念、すなわち、国民を包括的に対象とする考え方がここで明確にされている。具体的には、戦前の各種の社会保険を融合させた内容となっており、被保険者の掛金を、被用者と雇用主の代表からなる公的機関が徴収して運営する公的社会保険形式をとっている。

当初、適用対象は、商工業部門の被用者に限られていたが、翌年1946年には社会保障制度の対象を国民にまで拡大しようとする動きが見られた。しかし、国民に適用される一律制度の導入は、職域内部における利益の保護を理由にいくつかの職業団体(公務員、商店経営者、

¹ この際には、後述のとおり、一部職種からの反対を受けて社会保障が全職種をカバーしえなかった。本当の意味で一本化が成ったのは、聖職者を対象とする強制加入の健康保険・老齢年金の創設、並びに従来いかなる保証制度からも漏れていた人々のための個人保険の新設などがなされた1970年代の中盤のことである。

職人、その他の自由業者)からの反対に遭い、これらの職業団体は商工部門の被用者とは異なる独自の社会保障制度を確立し、現在のように職域別の制度がモザイク状に共存するに至っている。

職域別制度の乱立は、労働協約に基づいた補足制度によってさらに強調される結果となっている。補足制度は、法定制度としての社会保障制度ではなく、職業団体あるいは企業間の協約により設定されたもので、法定制度で定められた社会保障サービスに加えて、補足年金と失業給付が制度化されている。

1970年代には、こうした職域別制度が数多く共存する複雑な制度を簡略化しようとする動きが現れた。政策努力の結果、社会保障サービス受給者層はほぼ全国民にまで拡大され、家族手当、老齢年金、医療保険などのサービス別に制度の簡略化が実施されている。

現在、家族手当サービスは完全に一本化されているほか、老齢年金制度は就業者全体に義務づけられ、補足年金制度【régime de retraite complémentaire】への加入は、一般制度(民間部門の被用者のための制度)加入者には義務づけられるなどの成果をあげている。疾病に関しては、強制加入の医療保険(大部分は一般制度に拠る)に加え、任意加入の個人保険が併存する。これらの公的保険掛金の支払いが不能の場合には、被保険者は社会扶助制度による援助を受けられる仕組みになっている。つまり、職域区分にかかわることなくより広い国民層が社会保障サービスを受給できる方向に向かいつつあり、1945年の社会保障制度創設時の原理に近づいていると言える。これは、国民皆保険制度の回復を目的として、従来医療保険の対象外であった者に医療給付の途を拓く「普遍的医療給付制度【couverture maladie universelle、CMU】」が2000年1月から導入されたことにも窺える²。

社会保障サービスが全国民に浸透すると同時に、福祉サービスの種類も社会状況に応じて増加、多様化している。住居施設の賃貸料自由化をうけて1948年に創設された住居手当給付制度もその一例である。同制度は、導入当初は所帯を対象としていたが、受益対象はその後若年層、高齢者にまで拡大され、最低限の生活の保証に資するものとなっている。同様に、社会保障制度発足当初は存在しなかった失業保険に関して、労使間協定を基盤として1950年代終盤に導入された³。

その他、被保険者の保険料掛金により運営されるサービス給付だけでなく、社会連帯の名目で徴収される一般社会拠出金【contribution sociale généralisée、CSG】などを主たる財源として提供されるサービスが多く創設された。これらは、社会生活を営む上で最低限必要とされる法定最低収入を確保するためのものであり、法定最低老齢年金【minimum vieillesse】、障害成人者手当【allocation aux adultes handicapés、AAH】、片親手当【familles monoparentales】、失業者および社会的疎外者向けの各種給付金制度(連帯特別手当【allocation de solidarité spécifique】、参入最低限所得制度【Revenu minimum d'insertion、RMI】⁴など)がある。

² このCMUは、3ヶ月以上フランスに居住していることのみを要件として医療給付を保障するという制度であり、ある意味極めて左派的政策ともいえる性格といえる。保守派が政権を握った現在、この制度が今後どのようになるかについては、注目する必要がある。

³ 失業保険制度の改定は労使間協定の期限が切れる際、新たな協定締結時に併せ行われる。2001年から発効した労使間協定では、失業保険制度が大改定され、原則として同年7月から施行されている。

⁴ このRMIは、1988年12月ロカル内閣により創設されたフランスで最初の収入不足・欠如(換言すれば貧困)のみを要件とした一般的な最低限所得保障制度である。失業保険が切れ、家族手当受給権外にあり、さらに健康保険を持たない者に最低限の手当を支給することで社会保障制度の庇護下に戻し、社会への復帰を促すことを目的とする。ただし、家族手当とは異なり、RMI受給者は社会復帰契約【Contrat d'insertion】が義務づけられており、就職目的の研修や一定の団体への活動参加などが条件となる。

以上、フランスにおける社会保障には、社会保険料掛金による保険方式と、社会連帯の名目で徴収される一般社会拠出金（CSG）などの税収による運営の2形態が混在している。

（参考）

第2次世界大戦後のフランスの社会保障制度小史

- 1945 全国民を対象とする社会保障制度制定（10月4日付けオルドナンス）
- 1946 特別制度を維持することを決定
- 1947 管理職老齢補足年金制度（AGIRC）創設
- 1948 農業以外の自由業者（職人、独立商工業、その他自由業）向け独立老齢年金制度創設
- 1952 農業従事者向け老齢年金制度設置
- 1956 高齢者最低生活保証手当を設定
- 1957 管理職以外の補足年金（UNIR）設置
- 1958 職業間協定、UNEDIC 創設
- 1961 農業従事者向け医療保険および母子保険制度 AMEXA 設置、管理職以外の補足年金制度一本化により（ARRCO）設立
- 1966 非被用者向け医療保険金庫の運営に関する基本法
- 1967 サービス別独立部門による運営を決定
- 1972 商工業部門の被用者向け補足年金制度一般化
- 1974 制度間の統合と整合化に関する基本法、制度間補償制度
- 1978 家族手当制度の一般化、各制度の医療保険および母子保険の一般化（強制加入保険または任意保険に加入することを義務づけ）
- 1984 協約により、制度内労使間運営の失業保険を国の連帯制度から分離
- 1988 参入最低限所得制度（RMI）創設
- 1994 老齢連帯基金【Fonds de solidarité vieillesse、FSV】設立
- 2000 普遍的医療給付制度（CMU）創設

現在、家族扶助制度改革、年金制度改革が進行中

3 所轄政府機関

社会保障サービスに関する管轄省庁は、社会問題・労働・連帯省【Ministère des affaires sociales, du travail et de la Solidarité】の内部部局である社会保障局【Direction de la Sécurité Sociale; DSS】である。社会保障局では、社会保障政策を企画・立案すると共にその実施を監視する役割を担い、社会保障予算案の策定準備と施行後のフォローを行っている。

社会保障局は、1) 医療サービス部門、2) 医療へのアクセスと家族手当および労災部門、3) 年金および補足社会保護部門、4) 経営および情報管理システム部門、5) 社会保障財政部門、6) 財源調査および予測部門の6部門に分かれている。

4 制度の分類

フランスの社会保障制度は、職域によって異なる制度が数多く乱立していることに特徴がある。法定社会保障制度は、職域によって大きく次の4つの制度に分類される。

一般制度【régime général】

民間企業の被用者を対象とする。国民全体の約80%が一般制度に加入しており、加入者数は4700万人を数える。

特別制度【régimes spéciaux】

公務員、船員、国鉄職員などを対象とする。加入者数は約250万人。

農業部門【régime agricole】

自営の農業従事者と、農産物・食品加工業部門の被用者を対象とする。加入者数は約500万人（数字はCNAMTSによる）。運営機関は農業共済組合【Mutualité Sociale Agricole ; MSA】である。

その他

以上に属さない農業以外の非被用者（職人、商店経営などの自営業者）約350万人については、複数の運営機関が存在する。

さらに、補足制度として、法定制度としてではなく労働協約に基づいた補足年金と失業保険給付が制度化されている。

その他、社会的弱者の救済を目的とする社会扶助制度と、共済組合制度がある。

5 受給者数等

受給者数などにかかる基本的数値は以下のとおり。老齢年金受給者1人を支える老齢年金加入就業者数が2人を切っていることから、後述のとおり、財政状況は厳しいものとなり、様々な改革が試みられている（財政見通し、改革等については第 章、第 章参照）。

医療保険加入率	100%
国民一人当たりの社会保障サービス受給額	3万 2015 フラン
老齢年金保険に加入している就業者	3300 万人
受給者数	6000 万人

（うち老齢年金受給者 1800 万人、家族扶助受給家庭 4200 万世帯）
（以上社会保障局（DSS）による。1998 年実績）

6 社会保障サービスの種類

(1) 社会保障サービスの内訳

社会保障サービスを大きく分類すると、

家族部門：普遍的医療給付制度（いわゆる国民皆保険）（CMU）

家族手当（住居手当等を含む）と労働者災害保険

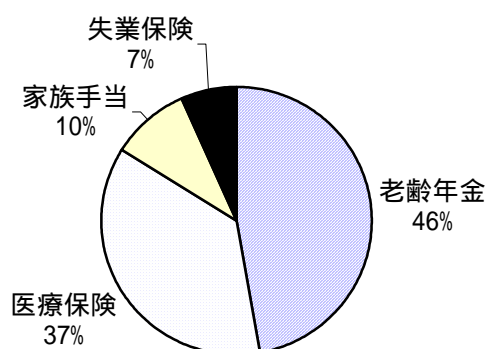
疾病部門：医療保険（医療および医療福祉サービス、保健用品などをカバー）

老齢部門：年金（基礎年金、特別制度、その他補足制度）

の3分野にわたる。

支出ベースで全サービス中最も多いのは、老齢年金及び高齢者のための生活保証補助金で、全体の46%を占めている。次いで、医療保険、家族手当となっている。

図1 社会保障支出の内訳（2000年）



内訳	単位：10 億€	単位：10 億 F
老齢年金	176.68	1159.0
医療保険	136.80	897.3
家族手当	35.67	234.0
失業保険	25.12	165.3

（注）2000年の社会保障支出の合計：3999億9000万ユーロ

（資料出所）ARRCO 2000年活動報告書

(2) 社会保障サービスの給付形態

フランスにおける社会保障サービスの給付には、

現物（サービス）給付【prestation en nature】

現金給付【prestation en espèces】

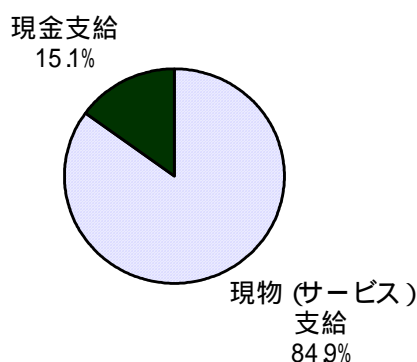
の2種類がある。

現物（サービス）給付とは、社会保障サービスの受給にあたり、被保険者が出費した額を、給付機関が部分的あるいは全額償還することで、具体的には、医療診察費、入院費、医薬品購入費、医療検査費用の払戻し額を指す。すなわち、これら医療関連費用は原則として、本人がまず全額立て替えなければならない。

現金給付とは、労働の停止により生じた収入減を保障することで、出産、疾病、労災による給与補償、年金、廃疾・死亡保険給付を指す。

1999年の統計によると、医療保険金庫が支払った社会保障給付総額（医療保険、母子保険、労災、廃疾・死亡保険）は、5706億フランで、そのうち84.9%（4847億フラン）は現物（サービス）給付によるもの、15.1%（859億フラン）が現金給付によるものであった。現物（サービス）給付のうち最も多いのは医療保険の償還で86.3%を占め、次いで労災、母子保険の順となっている。

図2 現物支給と現金支給の割合



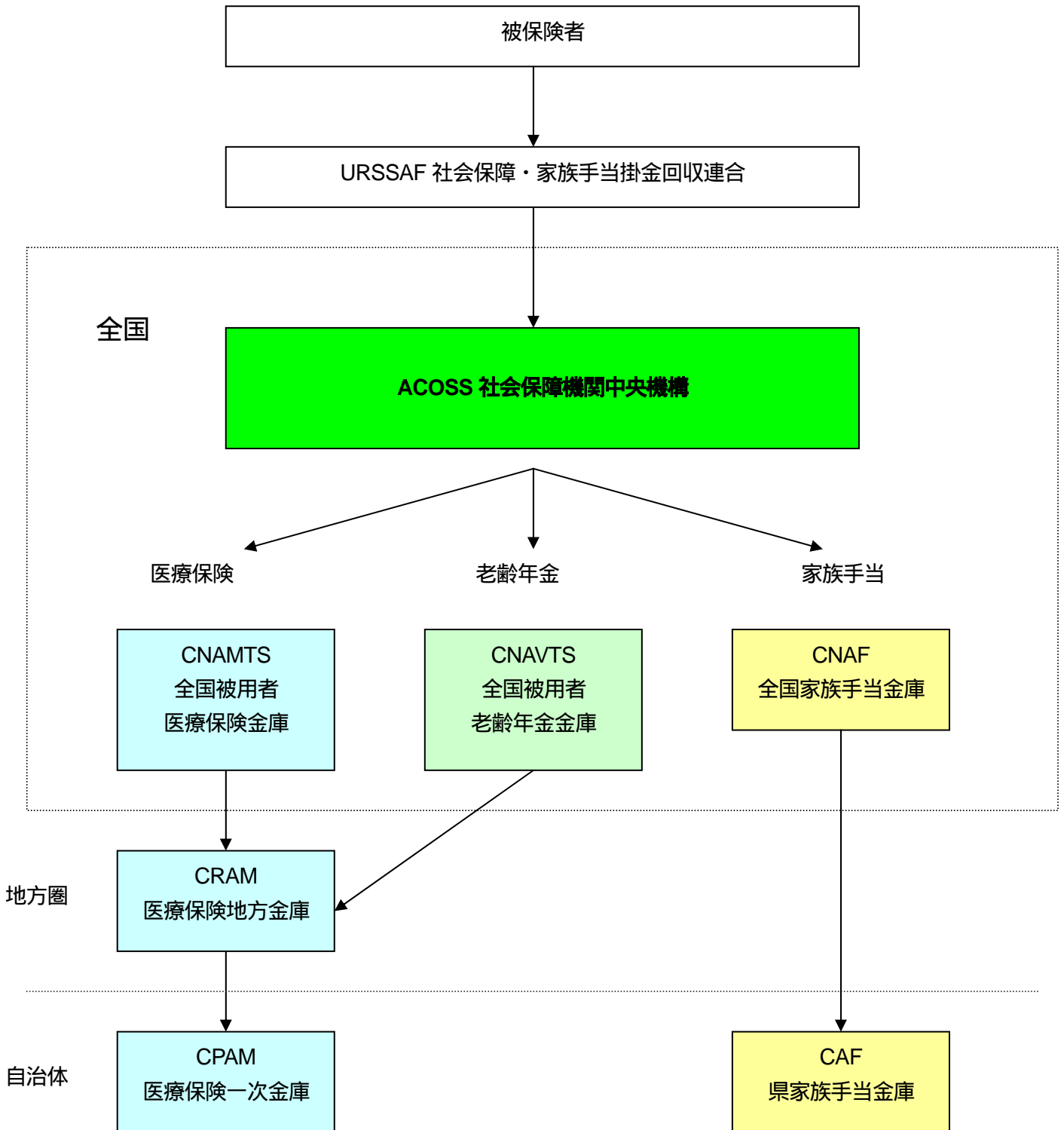
（資料出所）ARRCO 2000年活動報告書

7 社会保障運営機関

社会保障運営機関は、制度によって異なるが、全国金庫を除き運営機関は全て公共サービスを担う民間の公益事業体として位置づけられている。

以下は、加入者数が最も多い一般制度に関連する運営機関であるが、これらの機関は1967年のオルドナンス（政令）の適用を受けて組織されている。

图 3 社会保障運営機関（一般制度）



社会保障機関中央機構

【Agence Centrale des Organisations de Sécurité Sociale : ACOSS】

社会保障制度の財政を担当する機関。社会保障・家族手当掛金回収連合【Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales : URSSAF】により徴収された保険金を回収し、一般制度全体の財務管理を行う。なお、県レベルでは、URSSAFが各種の社会リスク向け保険料掛金の雇用主負担分だけでなく、個人保険料の掛金を徴収することもある。

全国被用者医療保険金庫

【Caisse nationale de l'assurance maladie des travailleurs salariés : CNAMTS】

被用者の医療保険、母子保険、廃疾保険、死亡保険のほか、別枠で労働災害、職業病保険をカバーする。自治体または県レベルで、129の地域医療保険金庫【Caisse primaire de l'assurance maladie : CPAM】を擁している。CPAMは、被保険者向けの窓口として、医療保険への加入登録、サービス給付を行う。地方圏レベルの運営機関としては地方医療保険金庫【Caisse régionale de l'assurance maladie : CRAM】が全国に16ヶ所あり、疾病予防対策、労災保険および職業病保険の料金体系の策定にあたっている。

全国被用者老齢年金金庫

【Caisse nationale de l'assurance vieillesse des travailleurs salariés : CNAVTS】

一般制度加入者の老齢年金の運営を行う。地方圏レベルでは、上記地方医療保険金庫(CRAM)も老齢年金の運営に携わっている。

全国家族手当金庫 【Caisse nationale des allocations : CNAF】

家族政策と家族手当の運営を担当する。基本的に県レベルの運営となっており、各県の金庫では参入最低限所得(RMI)住宅補助金、家族手当の給付を行う。

全国社会保障金庫連盟 【Union des Caisses Nationales de Sécurité Sociale : UCANSS】

社会保障運営機関の職員に係る諸問題の解決にあたる。

なお、1996年の社会保障制度改革では、地方圏レベルにおける通院医療の活性化と合理化を目的に、**医療保険金庫地方連盟**【Union régionale des caisses d'assurance maladie : URCAM】が設立されている。これは、3大強制加入制度(一般制度、自由業者の医療保険および母子保険制度、農業制度)の地方圏レベルの医療保険総括機関であり、全国に22ヶ所ある。

8 支出

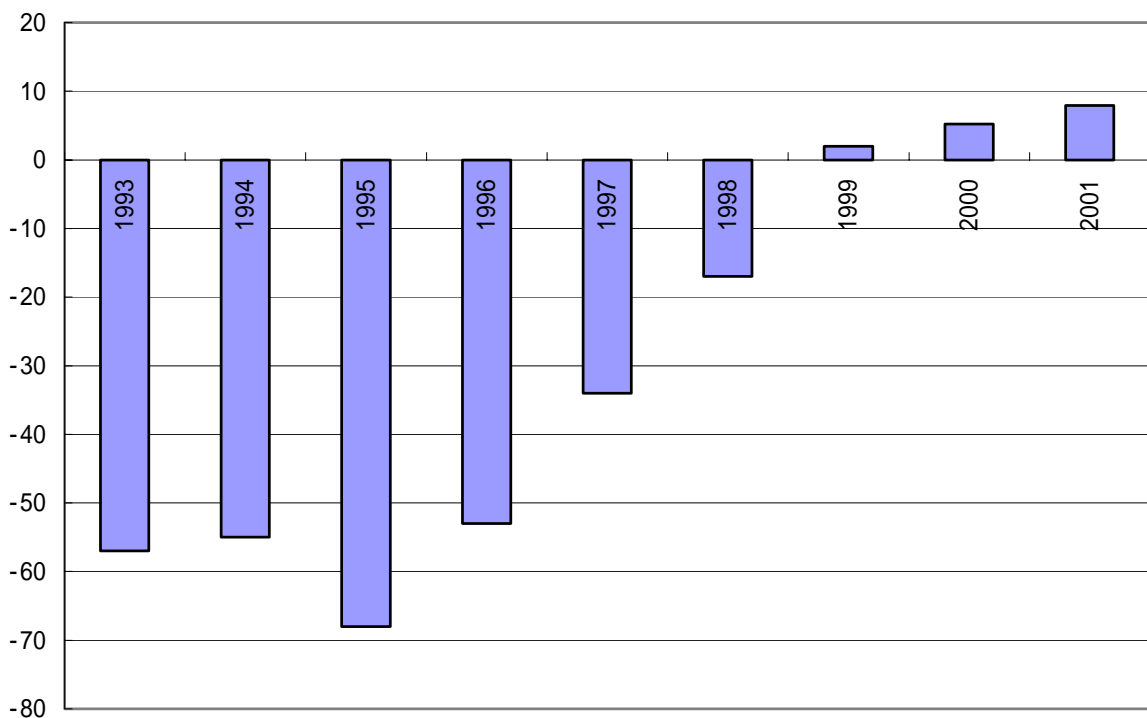
(1) 社会保障支出の推移

1945年の社会保障制度の設立以来、医療、老齢年金、家族手当、失業保険など各種の社会保障サービス支出は増加の一途を辿っている。支出の増加は、社会保障サービスの受益対象が全国民にまで拡大していること、及び福祉サービス内容が多様化していること、すなわち、サー

ビスの量・質両面における増加に起因している。

特に、フランスの経済活動が減速し始めた 1970 年代半ばから支出は急激に増加している。増え続ける社会保障支出を懸念し、国が社会保険料の引上げ政策を講じたのはこの時期である。この政策は 1980 年代半ば頃から成果を見せ始める。同時期、社会保障支出の年増加率は、経済成長率とほぼ肩を並べるようになる。1990 年代に入って、社会保障支出は再び増加し、その結果支出超過の状態に陥り、財源確保の問題が再浮上するに至った。ただし、後述のとおり 1999 年以降、財源構造の改革や好況もあり、支出超過の状況は解消されている。

図 4 社会保障一般制度会計収支の推移 (単位 10 億フラン)



(資料出所) 社会保障会計委員会報告 (2001 年 6 月)

サービス部門別に見ると、社会の高齢化に伴い保険料支払い者数と受給者数のバランスが変化し、高齢者関連の給付額が大きく伸びている。同様に、景気低迷に伴う雇用状況の悪化から、失業者向けの給付が著しく増加している。

逆に、母子保険給付および家族手当は、出生率の低下と家族の少人数化の影響を受けて減少傾向にある。

医療支出は、高齢者関連支出に次いで大きな位置を占めているが、これは医療保険が全国民に普及したことに加え、国民の寿命が伸び、高度な医療技術が発達するにつれて医療・福祉サービスの出費が増大したためである。

表 1 一般制度各部門の収支の推移（単位 10 億フラン）

	1999	2000	2001（予測）
医療保険（CNAMTS）	-8.9	-6.1	-3.7
労災（CNAMTS）	+1.1	+2.4	+3.2
老齢年金（CNAVTS）	+3.7	+1.0	+2.0
家族手当（CNAF）	+4.8	+7.9	+6.4
計	+0.7	+5.2	+7.9

（資料出所） 社会保障会計委員会報告（2001 年 6 月）

現在、1990 年代初頭から着手された政府の社会保障赤字対策が功を奏し、また、1998 年下半期からの景気回復もあり、一般制度における 2000 年度の収支は 52 億フランの黒字を計上し、社会保障会計は改善の方向に向かっている。この傾向は、2001 年にはさらに強まり、2001 年度は 79 億フランの黒字が見込まれている。

社会保障の財源確保は、雇用の活発化と密接な関係にある。社会保障赤字の解消は、経済情勢の好転とともに雇用活動が活発化したことに大きく起因している。ちなみに、民間部門の被用者部門だけで、2000 年に創出された雇用総数は 50 万口を上回っている⁵。

各部門ともに財務状況は改善されてきているものの、医療保険部門では依然として赤字で、医療支出削減政策は今後も継続されるものと見られている⁶。

(2) 社会保障支出の対 GDP 比

社会保障支出の増加率を対 GDP 比でみると、大きく上昇している。

表 2 社会保障サービス支出が GDP に占める割合（％）

年	健康保険	高齢者関連 （年金等）	母子保険と家族手当	雇用関連	計
1959	4.7	5.4	4.1	0.3	14.5
1965	6.1	6.6	4.1	0.5	17.3
1970	6.6	7.3	3.5	0.5	17.9
1975	7.8	9.1	3.7	1.0	21.4
1980	8.4	10.3	3.8	1.9	24.2
1985	9.3	11.4	3.8	3.0	27.3
1990	9.2	11.2	3.4	2.6	26.4
1994	9.8	12.4	3.7	2.8	28.6

（資料出所） 労働・社会問題省（現社会問題・労働・連帯省）

⁵ この雇用創出には、週 35 時間制導入促進のための社会保障減免策も大きく作用している。

⁶ しかしながら、1 年間に及ぶ長期の交渉の末、個人開業医からの強い要望であった診察料の値上げが 2002 年 7 月に決定した。

現在の社会保障費の増加率は、GDPの増加率の約2倍である。1996年時点における社会保障支出総額はGDPに占める割合は約28%で、1947年時点の12%を大きく上回っている（表2、図5参照）。

表3 1999年と2000年の社会保障支出

	単位（百万フラン）		単位（百万ユーロ）
	1999年	2000年	2000年
国家予算	1,709,800	1,700,900	259,301
GDP	8,856,500	9,214,700	1 404,772
社会保障支出	2,521,300	2,587,700	394,492
対国家予算比	147.46%	152.14%	152.14%
対GDP比	28.47%	28.08%	28.08%

（資料出所）CNAV

（参考）社会保障支出増に対する政府の対策

社会保障機関の分割

支出の増加に伴い運営が財政的に困難になってきたのを受けて、1967年のオルドナンス（政令）により、社会保障機関は3つの独立部門（労災・職業病を含む医療保険、家族手当、老齢年金）に分割され、各部門はその財源と支出に責任を負うことが決定された。

協定政策

高額の治療を要する疾病の出現、医学の進歩、医学的な要求度の高まりに伴う医療支出の増加を抑制するため、国は1990年代から医療関係者（医師、製薬産業など）との協定による医療費削減政策に着手している。医療関係者の報酬額を抑え効果的かつ安価な治療を推進することを誓約することにより医療の合理化に協力するのと引換えに、協定に締結した医療要員には国が社会保障費を負担するなどの個人的メリットを与えるものである。

CSG、RDSなど社会連帯税の導入（「9財源」の項参照）

9 財源

(1) 概説と財源構成

フランスの社会保障会計は、独立予算となっている（我が国の特別会計に相当）。近年社会保障負担の上昇に伴い、当該会計の原資は、社会保険料（保険料は抑制気味に推移）から社会保障目的税へと徐々にシフトしてきている。

これまでの社会保障目的税は、主に 1980 年代に創設、推進されてきたもので、アルコールやタバコへの付加税、自動車保険料課税、薬剤の付加価値税増税分などであった。しかし、1991 年に、家族手当の代替財源として一般社会拠出金【Contribution Sociale Généralisée、CSG】制度⁷が創設され、また、1996 年 1 月には、家族手当、医療保険、年金の 3 制度における赤字に対応して社会保障制度から発行された公債を返済するため、譲渡所得なども含む大半の所得に対して 0.5%の税率で徴収する社会保障債務返済拠出金【Contribution au remboursement de la dette social、CRDS】も創設されるなど、社会保障の一定部分を実質的な税収によって賄うという動きが本格化してきている。これは、社会保障財源の租税化現象の現われとみることができるが、職域連帯と国民連帯とを峻別し、国民連帯になじむ給付については課税ベースの広いこのような拠出金制度によって財源を確保する構造への転換という見方もできよう。しかし、依然社会保障会計全体の 8 割以上は保険料収入と公的負担金を財源としている(表 5 参照)。

各社会保障制度(各社会保障制度の運営を司る各金庫)は分立して財政運営を行っている(ただし徴収機構は一本化されている⁸)。赤字が生じた場合には、まずそれぞれの制度内で赤字を補填し、次いで、制度間の財政調整(振替)を行うことで赤字の補填を行い(これが社会保障会計を極めて複雑にしている大きな要因)それでも収まらない場合には国が社会保障制度に財政援助を行うという形をとる。

2001 年のフランスの社会保障運営財源(全体)は、1 兆 9723 億フランに上り、国家予算に肩を並べている。財源の内訳は以下のとおりである。

保険金拠出金	1 兆 2864 億フラン
公的援助金 contribution publique.....	674 億フラン
税	5544 億フラン
資金移譲 transferts reçus	26 億フラン
元金利息 revenus des capitaux	32 億フラン
その他	583 億フラン
計	1 兆 9723 億フラン

表 4 社会保障費の財源別割合 (%)

	1999 年	2000 年
保険料収入	66.8	66.5
公的負担金	14.6	12.7
租税・目的税	17.6	19.9
その他	1.0	0.9
計	100.0	100.0

(資料出所) CNAV

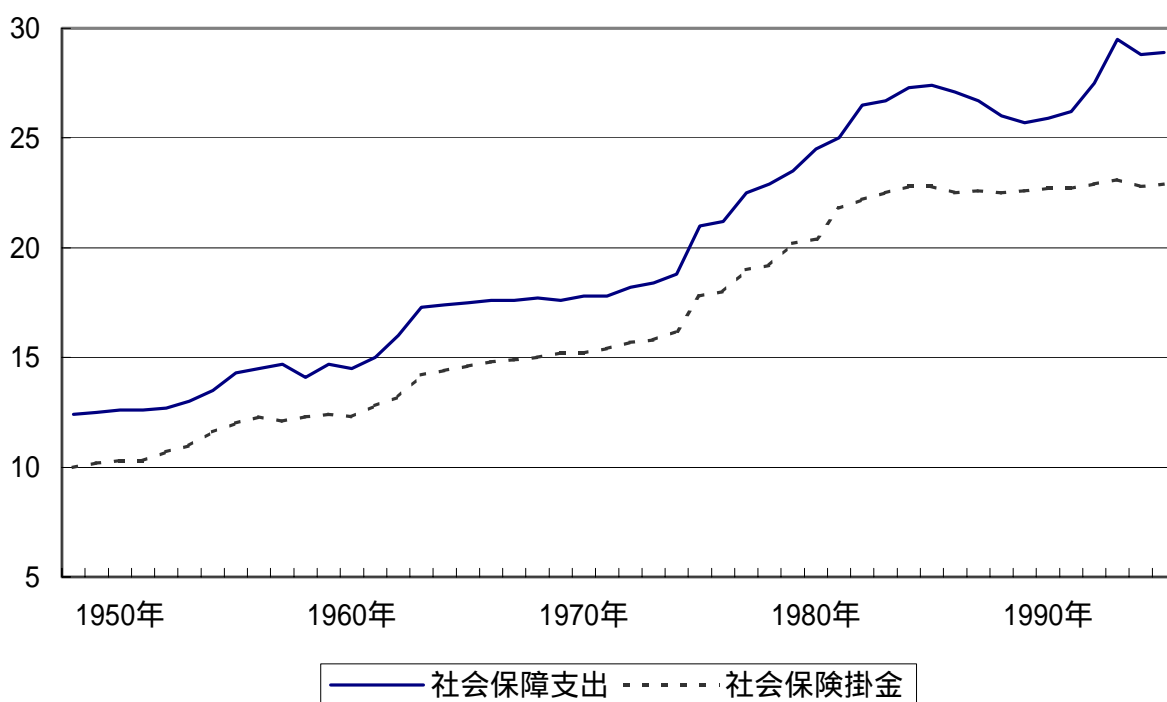
⁷ 各納税義務者の活動所得(給与等)、資産所得、移転所得(社会保障手当等)などから得られた所得に対して賦課される。徴収は、社会保障の徴収機関(社会保障・家族手当保険料徴収機構: URSSAF)によって行われる。当初は、家族手当(全国家族手当金庫、CNAV)の財源に充てるために創設されたが、1993 年 7 月からは老齢年金(FSV)へ引き上げ分の 1.3%が、1997 年 1 月からは、さらに医療保険にも充当されるようになった。「一般社会拠出金」、「一般福祉税」などと訳されることもある。

⁸ 社会保障会計資金は、預託供託金庫(CDC)に開設された勘定を通じて、社会保障機関中央機構(ACOSS)が管理することとなっている。

(2) 保険料

フランスの社会保障制度は、受益者からの社会保険方式を基礎に置いており、保険料掛金が財源の約5分の4を占めてきた。財源全体に占める保険料掛金による収入の割合は、社会保障制度の導入以来比較的安定していたが、90年代後半になり、雇用主に対する社会保障費減免策等が導入されたこともあり、その比率は下がってきている。また、社会保障支出自体は対GNP比で見て上昇している。(図5参照)

図5 社会保障支出と社会保険掛金の対GNP比の推移(%)



(資料出所) 社会扶助会計 (労働・社会問題省 - 現社会問題・労働・連帯省)

保険料は、当初一定額以下の給与にのみ課されていたが、1967年以來、保険金の徴収対象となる給与上限が段階的に引き上げられ、1980年代始めには医療保険徴収対象が年金収入や失業保険収入を含めた全収入を対象とするなど、徴収対象を拡大し、現在では、労働者の全給与に適用されている。ただし、老齢年金に関しては、強制加入の補足年金制度の存在を理由に、現在でも一定の上限以下の給与のみを徴収対象としている。

一般制度においては、被保険者とその雇用主がそれぞれ社会保険料を支払う仕組みになっているが、被保険者負担分が微増傾向にある。現在、雇用主の社会保障費負担分は、保険金収入の3分の2足らずであり、制度導入当初の80%に比べてその割合は低下しているが、これは、1980年代始めから雇用促進政策の一環として導入された雇用主の社会保障負担軽減による雇用コスト削減政策によるものである。

(3) 税収等

社会保障制度の導入時期には、公的資金の役割は、掛金を支払う加入者数が退職者数に比べて非常に少ない特別制度の赤字部分を埋めるに留まっていた。社会保障制度の財政面の運営は、保険金徴収機関に全面的に委ねられ、政府の関与はきわめて薄かった。政府の非干渉傾向は、1970年代の終盤に、異なる制度間の相互援助が制度化され(社会保障受益者である退職者の数が、保険金掛金を支払う加入者数に比べて著しく多い制度を、保険金負担者数の多い制度が補足するという仕組み、第 章参照) 運営各機関の財政面での協力関係が確立されたことからさらに強まった。

現在、社会保障制度運営上の政府の財政的参入分野は、保険金掛金に基礎を置いていない社会サービスに集中している。1994年設立の連帯老齢年金基金(いずれも職域別の各制度とは別枠)の資金などがその例である。

社会保障運営を賄う保険料以外の財源には、具体的には以下のようなものがある。

税

- 一般社会拠出金【Contribution Sociale Généralisée、CSG】(あらゆる収入に課される)
企業が支払う連帯負担金
- 社会保障債務返済拠出金【Contribution au remboursement de la dette social、CRDS】
(社会債務返済基金(RDS)へ繰り入れられる)

保険金掛金に基礎を置いていない社会的連帯を基本理念に、掛金負担者だけでなく全国民を対象とし、全社会リスクをカバーする社会保障サービスが、各種の生活収入保障(高齢者、障害者、社会的疎外者など) 住居手当、介護サービスなど、質量ともに増加していることを背景に、政府は社会保障費捻出の名目で徴収される目的税の導入に踏み切った。1991年に導入された一般社会拠出金(CSG)がその最も顕著な例であると言える。

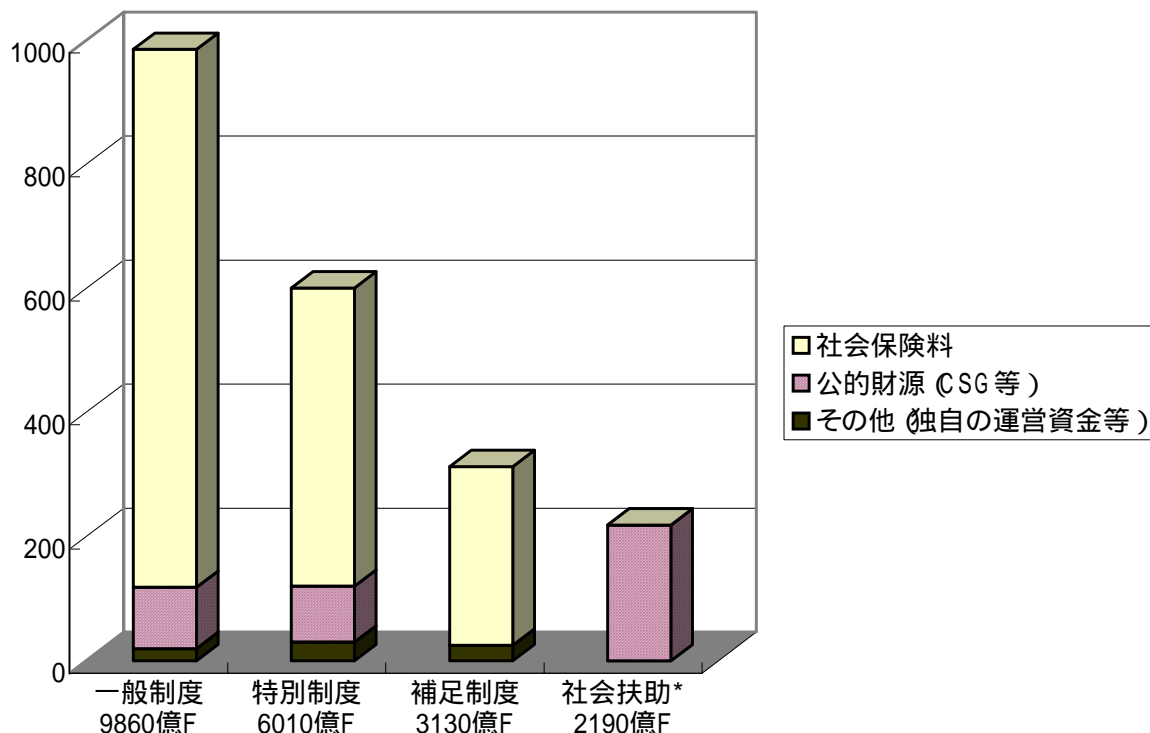
社会保障運営費の税による一部負担は、社会的リスクの全国民による負担という連帯意識を具現すると同時に、社会保障費雇用主負担分を削減するという二重のメリットを包含している。1993年に発表された雇用5カ年計画では、雇用主負担分の漸次軽減が盛り込まれているが、これによる社会保障財源の減少分を全面的に政府が補償するということでもあり、政府の社会保障運営上の財政負担は増加している⁹。

社会保障財源は、サービス内容により大きく異なっている(図6参照)。社会扶助サービスや、参入最低限所得(RMI)など最低収入保証制度の運営は、全面的に税収で賄われている。逆に、補足制度(補足年金制度、共済制度、雇用主を対象とする制度など)では、公的資金はいっさい関与せず、基本的に被保険者による掛金により運営されている。同制度では、回収された保険金を制度内で貯蓄することが認められていることから、その資金運営はより柔軟なものとなっている。一般制度および特別制度では、保険金収入と公的資金を組み合わせた運営となっている。特別制度では、上述の制度間協力制度(第 章にて詳述)に基づく資金移転も重要な財源となっている。また、一般制度の赤字については、1996年年頭に創設された社会保障債務返

⁹ 現在(2002年9月)のラファラン政権は、所得税現在、法人向け減税及び雇用主負担の社会保険料引き下げを3つの優先課題としており、その中でも雇用主負担の社会保険料引き下げに力点を置く考えを示している。そのための財源として2002年(約9%)に引き続き、2003年にもたばこ税大幅引き上げ(約8%)を実施し、それによる増税分を財源とする方針を示している。

済基金【remboursement de la dette sociale、RDS】がカバーしている。

図 6 社会保障サービスの財源



(資料出所) 労働・社会問題省 (1996年)

*参入最低限所得 (RMI) など、各種の手当

(参考)

FOREC (社会保障経営者負担改革財政基金) の財源構造

時短導入企業に対する社会保障減免による財政支援は、35時間制導入前のロビアン法の時から採られてきており(特別レポート Vol.1 参照)、その際、減免分については、すべて国庫の一般予算から補填されていた。2002年発足した社会保障経営者負担改革財政基金【Le Fonds de financement de la réforme des cotisations patronales de sécurité social、FOREC】は、社会保障会計の中に設けられた基金であり、財政上は、各金庫と同様の扱いを受ける。ただし、自前の保険料収入等はないので、その原資は、国庫からの拠出(社会保障目的税による税収の一部)を原則(一部他の金庫・基金からの補填(振替)もある¹⁰)としているが、税収額が十分でなく、毎年多額の

¹⁰ これらの補填(振替)が、即、当該金庫や基金がFORECの赤字を肩代わりしたことにはつながらない。これらの金庫や基金に対する国庫一般会計からの税収や拠出金の流れの変化及び他の金庫・基金からの振替の流れの変化などを逐一詳細に検討し総合してみなければ、判断できない。

赤字を発生する構造となっている点が問題となってきた。

例えば、2002年の社会保障会計法では、2001年、2002年の赤字分の財政を確保するため、タバコ税の増税（2002年初頭よりタバコ税を約9%上げた）、補完的福利厚生給付のための事業主拠出金税¹¹の老齢連帯基金【Fons de solidarité vieillesse、FSV】¹²繰り入れ分のFORECへの振替、国が徴収し全国医療保険金庫へ繰り入れる酒税、陸上車両税などの税収の一部振替などによって、賄われることとなっている¹³（表5参照）

表5 2002年社会保障会計（当初案）によるFOREC財源構造の概要

（単位：10億フランスフラン）

		2000年度	2001年度	2002年度
FORECの支出総額（ ）		75.0	95.0	102.0
国庫の一般会 計から FORECへ 直接拠出 される収入	タバコ税	42.3	45.0	48.9
	環境税	2.7	3.5	3.3
	企業利益に対する社会拠出金	3.8	6.0	5.9
	保険契約税（一種の印紙税）	-	7.2	9.2
	商用車税	-	4.5	4.6
（小計）（ ）		48.8	66.2	71.9
発生する赤字分（ - ）		26.2	28.8	30.1
各社会保障関 係金庫からの 振替及び国の 債権放棄によ る赤字の補填	酒税（FSVから）	11.9	12.7	13.0
	酒税（CNAMTSから）	-	5.9	5.8
	タバコ税（CNAMTSから）	-	6.3	2.7
	陸上車両税（CNAMTSから）	-	-	5.9
	補完的福利厚生給付のための 事業主拠出金税（FSVから）	-	-	2.9
	国による債権放棄	16.0 ¹⁴	-	-
（小計）		27.9	24.9	30.3

（注）2001年度及び2002年度については見込み額

（FSV：老齢連帯基金、CNAMTS：全国医療保険金庫）

¹¹ 事業主が、公的な福利厚生（年金等）に上乘せすることを目的として民間企業等と結んだ契約に基づき、事業主自身が拠出した額に対する税金。

¹² 老齢連帯基金（FSV）は、無拠出性の最低保障年金【minimum vieillesse】、育児に従事した専業主婦に対する年金の加算等の国民連帯に根ざした給付を賄うための制度である。年金準備基金【Fonds de réserve pour les retraites】とは異なるので注意が必要。

¹³ これらの措置により、実際には余剰金が発生するため、その余剰分は全国医療保険金庫（CNAMTS）へ還流させることとなっている。このような還流まであるため、社会保障会計は一層複雑となっている。

¹⁴ この国による債権放棄は、2001年12月18日、憲法評議会にて、「濫及的な法律適用は適切な理由がない限り認められない」との理由により無効の決定を受けた。このため、後年度の社会保障会計において債権放棄をするか、当面そのまま残すか、いずれかの方法にて処理することとなっている。

年金制度（一般制度）の概要

1 基本的性格

フランスの年金制度への加入は全就業者を対象に義務づけられているが、職域別に数多くの制度（現在の制度数は538）が共存している。

社会保障制度導入以前に既に独自の年金制度を開発していた職域では一般制度（民間部門の被用者を対象）への警戒が根強く、これが原因となって社会保険料掛金算定のベースとなる給与額に上限が設けられ、補足年金制度が設立されるに至っている。1947年に管理職者を対象に設立された補足年金金庫【Caisse de retraite complémentaire、AGIRC】は、その代表的な例である。

フランスの年金制度をみると、以下の三点がその基本的性格といえる。

職域別に加入制度が決定される。

財源は、年金保険料をベースとする。

法定の基礎年金制度、補足年金制度に加えて、任意加入の付加年金制度がある。

2 年金制度成立までの経緯¹⁵

フランスの老齢年金制度は、1681年コルベールにより商船、漁船の船員を対象に導入された制度が起源となっている。船員、公務員、軍人、国立劇場の俳優、仏中央銀行職員、国立印刷所職員、炭坑労働者、鉄道職員を対象とした老齢年金制度は、他の職種に比べ早い時期から準備された。

1910年4月5日付け法により、一定額以下の給与で生活する被用者および農業従事者全体を対象に、確定拠出形態の老齢年金の導入が試みられたが、実質的な適用にまでは至らなかった。1910年当時、一般退職年齢は65歳とされていたが、1912年には60歳に引き下げられている。

老齢年金制度を全労働者に拡大する施策は、1928年4月5日付け法および1930年4月30日付け法により実現に向かった。これにより一定の給与額以下の商工業分野被用者全体に老齢年金制度が導入された。ただし、これは確定拠出型の年金制度で、1930年代の経済危機により財源問題に直面し、結局失敗に終わっている。

現在の年金制度の原形となったのは1945年10月19日付けオールドナンスにより確立された社会保障一般制度（民間部門の被用者）である。この一般制度は、以下の2点においてそれ以前の制度とは根本的に異なっている。

年金保険料の雇用主負担分が増加していること

確定給付型の年金制度であること

¹⁵ 第1章「2 社会保障制度成立の経緯」を参照のこと。

ただし、第 章で述べたように、制度対象を全国民に拡大し制度を一本化しようとする動きは、職域内部における利益の保護を理由にいくつかの職業団体（公務員、商店経営者、職人、その他の自由業者）からの反対に遭い、結果として職域別制度が維持された。

年金制度は次第に多種の職域に拡大され、1975 年 7 月 4 日付け法では、老齢年金加入が全就業者を対象に義務づけられた。さらに、聖職者の老齢年金加入義務を規定した 1978 年 1 月 2 日付け法により、年金制度の全職種への拡大は完了したといえる。

3 加入制度の種類

第 章「4 制度の分類」の項で述べたように、フランスの社会保障制度は職域別に制度が分類されており、年金制度もこの職域別制度に基づいている。

年金制度は、以下の 3 つのグループに大別できる。

民間部門の被用者が加入する「一般制度【régime générale】」：加入者全体の約 70%

公務員が加入する「特別制度【régime spécial】」：加入者全体の約 20%

非被用者が加入する「非被用者制度【régime des non-salariés】」：加入者全体の約 10%

年金制度への登録にあたり、職域、また被用者 / 非被用者の区別に応じて自動的に加入制度は決まる。単一の制度に加入する公務員を除き、大部分の労働者は、複数の制度（基礎年金制度、補足年金制度、場合により付加年金制度、後述）に加入することとなる。

4 制度の構造

年金制度は、下記の制度の 3 階建構造になっている。

基礎年金制度【les régimes de base】

補足年金制度【les régimes complémentaires】

付加年金制度【les régimes supplémentaires】（任意加入）

<基礎年金制度>

年金制度の 1 階部分で、強制加入である。賦課方式を基礎としている。

就業時の職域ごとに加入先が自動的に決定されるが、転職により複数の制度にまたがる場合もある。最も加入者数の多い一般制度【régime général】（主に民間商工業分野の被用者の制度）に加えて、職種別に約 150 の制度がある。

この制度では、就業年数と就業期間中に支払われた給与額に応じて年金支給額が決定される。就業者が支払う年金保険料を基礎として確定給付形態をとっている。

また、基礎年金制度では制度間の統一の動きが見られる。農業部門の被用者の基礎年金制度、手芸職人の基礎年金制度（CANCAVA）、商工業部門の自営業者（ORGANIC）の基礎年金制度は、一般制度と内容を同じくするなど、制度間の一本化が進んでいる。

<補足年金制度>

年金制度の2階部分をなし、1975年以来、ごく小数の例外を除いて全ての職業分野における補足年金制度加入が義務づけられている。賦課方式を基礎としている。

被用者を対象とする補足年金制度は387、農業以外の分野の非被用者を対象とする制度が16ある。

一般制度(民間商工業分野における被用者、管理職)の運営機関として、次の2団体がある。

補足年金制度協会【association des régimes de retraite complémentaire、ARRCO】: 50の補足年金制度間の調整を行う

全国管理職年金総合協会【association générale des institutions de retraite des cadres、AGIRC】: 管理職の補足年金を管理、運営

いずれも就業者が支払う年金保険料を基礎とする賦課方式の制度であるが、点数制で、1ポイントの相当額の変動により受給額も上下する確定拠出形態をとっている。保険料は、給与額によって決定される。

<付加年金制度>

年金制度の3階建て部分で、任意加入である。

加入者間の共済制度で、勤務先の企業を介して保険団体と契約がかわされる。上記2制度と異なり、積立方式に基礎を置いている。

表 6 労働者の職域と関係制度（機関）

被用者		
	基礎年金	補足年金
農業分野の被用者、管理職	MSA（金庫数 83）	・ ARRCO （44 制度、基礎金庫数 90）
商工業分野の被用者、 管理職	CNAV により運営される 一般制度（CNAV）	・ AGIRC（金庫数 43）
国家事業労働者		IRCANTEC
特殊企業の被用者		多様
公務員	社会保障特別制度	

非被用者		
	基礎年金	補足年金
農業従事者	MSA（金庫数 83）	COREVA（任意加入）
手工芸職人	CANCAVA（金庫数 32）	
商店経営者、工場主	ORGANIC（金庫数 53）	
自由業	CNAVPL（12 職種）+CNBF（弁護士）	
聖職者	CAVIMAC	

表 7 一般制度（民間企業（農業部門の企業を含む）の被用者）の年金

	被用者	管理職	
基礎年金（強制加入） retraite de base	社会保障一般制度（CNAV） または農業制度	社会保障一般制度（CNAV） または農業制度	
補足年金（強制加入） retraite complémentaire	ARRCO	ARRCO	AGIRC
付加年金（任意加入） retraite supplémentaire	共済、保険、個人貯蓄		

5 主要な運営機関とその基礎データ

各制度は 1 つあるいは複数の金庫により運営されている（表 6 参照）。これらの金庫（運営機関）では、以下のサービスを提供している。

- ・ 年金支給前：年金積立て保証、救済、住宅補助
- ・ 退職時：受給額の算定、コンサルティング、情報提供
- ・ 退職後：年金の支給、介護サービス提供、老人ホーム提供など

なお、主要な制度、運営機関には以下のようなものがあり、その基礎データは以下のとおりである（以下 2000 年の数値。資料出所は、www.espace retraite.tm.fr）。

全国老齢保険金庫【Caisse nationale d'assurance-vieillesse、CNAV】

受給者	990 万人
2000 年中に退職する加入者	52 万 5,020 人
保険料支払い中の加入者（1999 年）	1,494 万人
老齢・寡婦年金支給総額	569 億 4000 万ユーロ
2001 年の上限額	2,279 ユーロ

補足年金制度協会【association des régimes de retraite complémentaire、ARRCO】

受給者	953 万 5,000 人
保険料支払い中の加入者	1,870 万人
加入企業数	570 万社
徴収された保険料総額	270 億ユーロ
補足年金支給総額	265 億 2,000 万ユーロ
2001 年 4 月 1 日時点の 1 ポイントあたりの支給額	1.0364 ユーロ

管理職補足年金制度総合協会

【association générale des institutions de retraite des cadres、AGIRC】

受給者	180 万人
保険料支払い中の加入者	330 万人
加入企業数	53 万社
補足年金支給総額	116 億ユーロ
2002 年 4 月 1 日時点の 1 ポイントあたりの支給額	0.3737 ユーロ

手工業老齢保険全国自治補償金庫【Caisse autonome nationale de compensation de l'assurance-vieillesse artisanale、CANCAVA】

受給者	79 万 3,161 人
保険料支払い中の加入者	50 万 3,814 人
年金支給総額	26 億ユーロ
徴収された保険料総額	18 億 264 万 3,000 ユーロ
2001 年 1 月 1 日時点の 1 ポイントあたりの基礎年金支給額	7.45 ユーロ
2001 年 4 月 1 日時点の 1 ポイントあたりの強制加入補足年金支給額	0.2844 ユーロ

農業共済【Mutualité sociale agricole、MSA】

受給者	435 万 8,082 人
うち非被用者	209 万 7,742 人
被用者	226 万 340 人

年金支給総額.....	124 億 3,000 万ユーロ
うち非被用者.....	80 億 1,000 万ユーロ
被用者.....	4 億 2,000 万ユーロ

商工業全国自治補償金庫【Caisse de compensation de l'organisation autonome nationale de l'industrie et du commerce、Organic】

受給者.....	93 万 8,000 人
保険料支払い中の加入者.....	64 万 3,000 人
徴収された保険料総額.....	15 億 8,500 万ユーロ
年金支給総額.....	30 億 6,700 万ユーロ

全国地方自治体職員年金金庫【Caisse nationale de retraite des agents des collectivités locales、CNRACL】

受給者.....	63 万 3,099 人
保険料支払い中の加入者.....	166 万 661 人
徴収された保険料総額.....	97 億 7,430 万ユーロ
年金支給総額.....	71 億 2,080 万ユーロ

国家事業労働者年金特別基金【Fonds spécial des pensions des ouvriers des établissements industriels de l'Etat、FSPOEIE】

受給者.....	11 万 5,391 人
保険料支払い中の加入者.....	6 万 4,110 人
徴収された保険料総額.....	4 億 5,487 万ユーロ
年金支給総額.....	14 億 7,568 万ユーロ

国家資格なしの国・自治体職員向け補足年金機関【Institution de retraite complémentaire des agents non titulaires de l'Etat et des collectivités publiques、IRCANTEC】

受給者.....	143 万人
保険料支払い中の加入者.....	219 万人
徴収された保険料総額.....	14 億 3,592 万ユーロ
年金支給総額.....	10 億 9,062 万ユーロ
2001 年 1 月 1 日時点の 1 ポイントあたりの支給額.....	0.38021 ユーロ

表 8 2000 年 7 月 1 日時点における制度別受給者数と保険金支払い中の加入者数

	受給者		保険金支払い中の加入者	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
被用者向け制度	15,515,499	79.79	20,649,366	90.07
一般制度	9,700,735	49.89	15,413,792	67.23
農業部門の被用者	2,268,453	11.67	659,519	2.88
公務員・軍人	1,714,806	8.82	2,407,520	10.5
国家事業労働者	110,035	0.57	63,081	0.28
地方自治体職員	619,833	3.19	1,623,270	7.08
炭坑労働者	397,449	2.04	21,355	0.09
SNCF (仏国鉄) 職員	320,200	1.65	177,716	0.78
RATP 職員 (パリ市交通公社)	43,105	0.22	40,555	0.18
船員廃疾全国制度	111,456	0.57	34,763	0.15
EDF-GDF (フランス電力・ガス)	140,539	0.72	149,746	0.65
公証人見習い・職員 (CRPCEN)	45,551	0.23	39,583	0.17
仏中銀職員	14,473	0.07	15,484	0.07
その他	28,864	0.15	2,982	0.01
非被用者向け制度	3,930,254	20.21	2,275,938	9.93
農業経営者	2,054,460	10.57	687,000	3.00
商店経営者 (Organic)	927,424	4.77	620,831	2.71
手工芸職人 (CANCAVA)	712,584	3.66	492,326	2.15
自由業 (弁護士 CNBF を含む)	167,758	0.86	457,843	2.00
聖職者 (CAVIMAC)	68,028	0.35	17,938	0.08
総計	19,445,753	100.00	22,925,304	100.00

(資料出所) CNAV (<http://www.cnav.fr/5etude/statistiques/cotisants.htm>)

6 運営機関の財源

財務状況は制度ごとの数字 (本章「5 主要な運営機関の基礎データ」の項参照) がある程度揃っているが、全制度の総計の財源内訳を示す公的統計数値は見当たらない。ここでは、一般制度の財源内訳の数値を示すにとどめる (表9参照)。

これによれば、財源の約7割が労使負担による保険金に拠っており、次いで老齢連帯基金が約15%と続いている。

表 9 財源内訳別社会保障制度財源

	1999年 (百万F)	2000年 (百万F)	2000年 (百万€)	2000年 (構成比：%)	推移(%) 2000/1999
保険金(被保険者負担分)	123,920	130,082	19,831	31.6	+4.97
保険金(雇用主負担分)	164,286	165,653	25,254	40.2	+0.83
国の負担分	18,789	23,639	3,604	5.7	+25.81
税	5,241	3,625	553	0.9	-30.83
制度間補償	35	-	-	-	-
遡及支払分	22,570	23,046	3,513	5.6	+2.11
老齢連帯基金	63,640	59,735	9,107	14.5	-6.14
資産運用、その他	145	429	65	0.1	+195.86
海外県からの収入	5,611	5,793	883	1.4	+3.24
計	404,237	412,002	62,809	100.0	+1.92

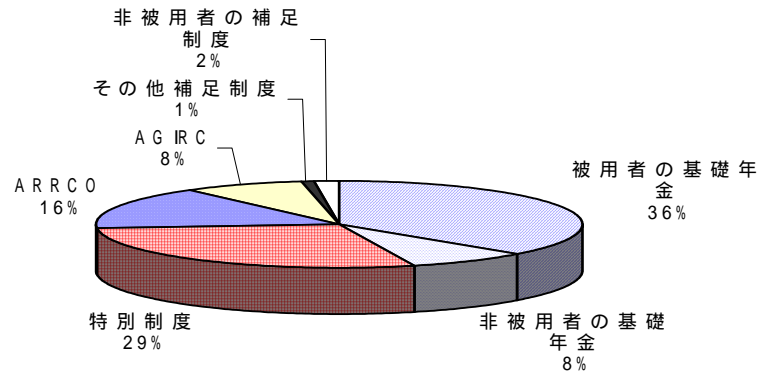
(資料出所) CNAV (<http://www.cnaf.fr/5etude/statistiques/recettes.htm>)

7 支出

2000年の老齢年金支出は、1,687億8,000万ユーロであった。内訳は以下のとおりである。これは、社会保障支出総額の42.26%に相当している。

加入者の最も多い一般制度の支出は572億900万ユーロで、全制度の34.32%、社会保障支出総額の14.5%にあたる。

図 7 老齢年金支出内訳 (2000 年)

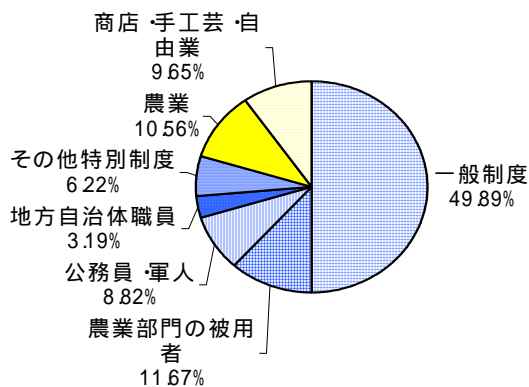


(資料出所) 2002 年版 Les chiffres ARRCO

8 受給者

年金の支給は、一般的に、職業活動の停止を条件として、被保険者の申請とともに開始される。退職年齢は、運営機関によって異なるが、一般に 60 歳から 65 歳である。

図 8 年金受給者の内訳 (2000 年)



(資料出所) CNAV (<http://www.cnnav.fr/5etude/statistiques/retraitreg.htm>)

2000 年 7 月 1 日時点で、社会保障枠内の年金の受給者数は、全体で 1,944 万 5,753 人、うち被用者向け制度加入者が 79.79%、非被用者向け制度加入者が 20.21%となっている。最も

多いのは一般制度加入者で、970万735人を数え、被用者向け制度全体の約半数を占めている。次いで農業部門の被用者226万8,453人（11.67%）、公務員・軍人171万4,806人（8.82%）が多い（図8参照）。

一般制度の年金受給者数は、制度導入以来増加の一途を辿っており（表10参照）2000年時点における受給者数は、977万3,234人であった。受給者の内訳は、男性436万1,120人、女性541万2,114人。年金受給者と補完制度の手当（後述）受給者は、それぞれ987万4,818人、79万8,416人であった。手当受給者は圧倒的に女性が多い。受給者は65歳から75歳が最も多く、平均年齢は72.08歳（男性71.89歳、女性74.14歳）である。

なお、一般制度の60歳以上年金受給者数は967万9,552人で、同年齢の人口全体（1217万9789人）の約8割を占める（以上数字CNAV、仏本土における数字）。

表 10 一般制度の年金受給者数の推移（2000年12月31日時点）

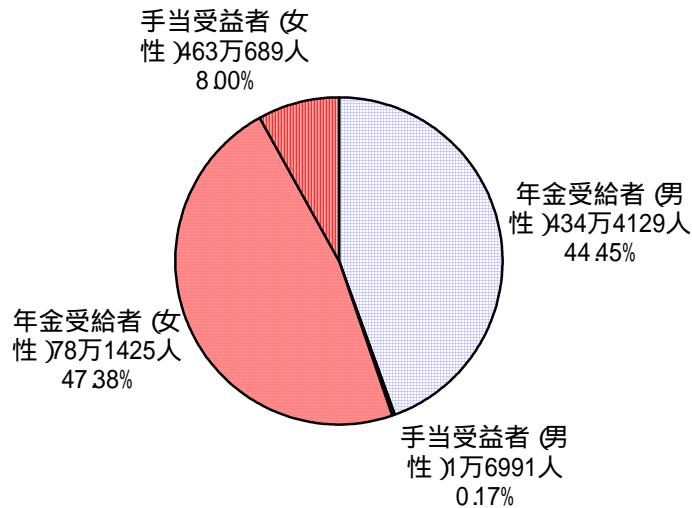
年	保険金型年金制度			手当制度* (AVTS、補足手当など)			計		
	直接給付	付加給付	計	直接給付	付加給付	計	直接給付	付加給付	計
1960	1,479,613	149,210	1,628,823	610,267	105,402	715,669	2,089,880	254,612	2,344,492
1965	1,973,299	248,670	2,221,969	384,931	71,719	456,650	2,358,230	320,389	2,678,619
1970	2,671,634	377,691	3,049,325	226,085	46,094	272,179	2,897,719	423,785	3,321,504
1975	3,424,977	577,307	4,002,284	118,370	24,622	142,992	3,543,347	601,929	4,145,276
1980	4,232,082	690,275	4,922,357	56,552	9,918	66,470	4,288,634	700,193	4,988,827
1985	5,186,977	782,845	5,969,822	28,272	3,814	32,086	5,215,249	786,659	6,001,908
1986	5,467,992	794,159	6,262,151	24,787	3,101	27,888	5,492,779	797,260	6,290,039
1987	5,751,162	800,654	6,551,816	21,415	2,480	23,895	5,772,577	803,134	6,575,711
1988	6,032,741	809,207	6,841,948	18,928	2,010	20,938	6,051,669	811,217	6,862,886
1989	6,325,842	813,028	7,138,870	16,579	1,627	18,206	6,342,421	814,655	7,157,076
1990	6,648,959	815,572	7,464,531	14,462	1,291	15,753	6,663,421	816,863	7,480,284
1991	6,949,943	814,987	7,764,930	12,751	1,022	13,773	6,962,694	816,009	7,778,703
1992	7,261,818	812,355	8,074,173	11,199	818	12,017	7,273,017	813,173	8,086,190
1993	7,546,501	810,473	8,356,974	9,853	650	10,503	7,556,354	811,123	8,367,477
1994	7,811,198	809,927	8,621,125	8,715	479	9,194	7,819,913	810,406	8,630,319
1995	8,039,104	806,403	8,845,507	7,716	383	8,099	8,046,820	806,786	8,853,606
1996	8,264,374	805,623	9,069,997	6,818	286	7,104	8,271,192	805,909	9,077,101
1997	8,474,375	801,877	9,276,252	5,967	226	6,193	8,480,342	802,103	9,282,445
1998	8,680,735	802,198	9,482,933	5,349	178	5,527	8,686,084	802,376	9,488,460
1999	8,879,067	801,674	9,680,741	4,738	131	4,869	8,883,805	801,805	9,685,610
2000	8,970,632	798,309	9,768,941	4,186	107	4,293	8,974,818	798,416	9,773,234

*第 章参照

(資料出所) CNAV、<http://www.cnnav.fr/5etude/statistiques/retraitreg.htm>

サービス内容別に見ると、年金受給者、手当受給者の割合は図9のようになる。

図9 年金サービスの内訳



(資料出所) CNAV、<http://www.cnav.fr/5etude/statistiques/retraitreg.htm>

9 給付額¹⁶

(1) 年金関連の基本的な給付額

年金の支給方法には、月次支給と3ヶ月ごとの支給がある。

被保険者の給与や保険料拠出期間に応じて計算される年金直接給付分の他に、寡婦(又は寡夫)が被保険者である配偶者の年金を受給することができるようにする「年金継承権」がある。これは、年齢、扶養義務のある子供の数、結婚期間(一般的に最低2年)、再婚していないかどうか、収入、また故人の年金受給額などを考慮した上で決定される。

2002年1月1日時点における年金に関連する基本となる手当額や給付額上限などは以下のとおりとなっている。

社会保障費上限¹⁷

四半期ごとの支払の場合	7,056 ユーロ
月次支払の場合	2,352 ユーロ
2週間ごとの支払の場合	1,176 ユーロ

¹⁶ 本節の記述は、特に断りのない場合、CNAVの資料に基づいている。

¹⁷ 2001年11月16日付けデクレ第2001-1069号による規定

1 週間ごとの支払の場合	543 ユーロ
日次支払の場合	109 ユーロ

最低賃金（グロス）

時給	43.72 フラン（6.67 ユーロ）
月給	7,388.68 フラン（169 時間ベース）

年金最低額（月額）

年金直接給付（保険料拠出分）

拠出期間 150 四半期をベースに	525.63 ユーロ
-------------------------	------------

年金継承分（再婚していない配偶者に故人の受給額の 54%を支給）

最低 60 四半期の拠出期間を条件に	236.98 ユーロ
--------------------------	------------

高齢者最低生活保証手当（満額）	569.37 ユーロ
-----------------------	------------

年金上限額（月額）

年金給付分	1,176.00 ユーロ
-------------	--------------

年金継承分	635.04 ユーロ
-------------	------------

収入上限額（月額）

補足手当受給のための上限

単独生活者の場合	583.14 ユーロ
----------------	------------

夫婦の場合	1,021.41 ユーロ
-------------	--------------

扶養配偶者割増金受給のための上限	532.32 ユーロ
------------------------	------------

年金継承分受給のための上限	1,156.16 ユーロ
---------------------	--------------

寡婦手当受給のための上限	629.05 ユーロ
--------------------	------------

寡婦手当

1 年目	503.24 ユーロ
------------	------------

2 年目	503.24 ユーロ
------------	------------

割増給付【Allocation supplémentaire】

高齢者最低生活保証手当（後述）

単独生活者	335.40 ユーロ
-------------	------------

2 人の場合	553.46 ユーロ
--------------	------------

扶養配偶者割増手当	50.82 ユーロ
-----------------	-----------

第三者手当	916.31 ユーロ
-------------	------------

年金継承分扶養義務のある子供 1 人につき割増	80.45 ユーロ
-------------------------------	-----------

物価スライド制年金見直し率	+2.2%
---------------------	-------

1 四半期あたり必要とされる給与	1334.00 ユーロ
------------------------	-------------

(2) 給付額の計算方法

満額支給を受けるには、実施主体が公的機関の場合、40年間の保険料拠出期間を要する。基礎年金給付額は、基準給与（過去25年間の給与をベースに算定）と制度加入年数から算定される。

$$\begin{aligned} & (\text{月額}) \text{基準給与} \times \text{年金給付率 (最高 50\%)} \times \text{勤務年数} / 40 \text{年} \\ & \quad + \text{二階建て部分 (ARRCO ポイント数)} \div 12 \\ & \quad \quad + \text{三階建て部分} \end{aligned}$$

以上より、一般制度の場合、一階部分の算定基準として、基準給与、年金給付率、保険料拠出期間（＝勤続期間）の割り出しが必要となる（二階建て及び三階建て部分については第 章にて解説）。

<基準給与>

過去の給与のうち、最も高額であった期間の年間平均給与が対象となる。対象となる期間は、年金受給者の生年と年金支給開始年により決定される。

2008年1月1日以前に年金受給を開始する場合、生年と基準給与算定のための期間は以下のように設定されている。

生年	期間
1934年以前	10年
1934年	11年
1935年	12年
1936年	13年
1937年	14年
1938年	15年
1939年	16年
1940年	17年
1941年	18年
1942年	19年
1943年	20年
1944年	21年
1945年	22年
1946年	23年
1947年	24年

2008年1月1日以降に年金支給が開始される場合、基準給与は、最も給与額の大きかった25年間の平均年間給与額とする。

<年金給付率>

最高が50%で、この数字は60歳から適用される。

2003年1月1日以前に年金受給を開始する場合、全制度を通じて、満額支給に必要な四半期数の保険料拠出期間が必要である。必要とされる拠出期間の四半期数は、生年に応じて異なる。

生年	期間
1936年	153 四半期
1937年	154 四半期
1938年	155 四半期
1939年	156 四半期
1940年	157 四半期
1941年	158 四半期
1942年	159 四半期

2003年1月1日以降に年金受給を開始する場合、50%の年金給付率を得るには、生年と加入制度の如何にかかわらず160四半期(40年)が必要である。

50%の年金支給率は、以下の場合にも認められる。

- ・60歳から65歳で就労不能と認められる場合
- ・退役軍人の場合
- ・保険料拠出期間30年以上で、3人以上の子供の母親である労働者の場合¹⁸
- ・制度、保険料拠出期間にかかわらず、65歳以上の場合

以上のカテゴリーのいずれにも属さない場合は、年齢、保険料拠出期間、年金受給開始日を考慮して給付率が算定される。率は25%から50%までの幅がある。例えば、現時点で150四半期に満たない、あるいは、65歳未満で退職をする場合、1四半期不足毎に1.25%が差し引かれる。最低支給率は25%である。

<保険料拠出期間>

拠出期間の四半期数を決定するため、最高150四半期の就労期間を対象とする。拠出期間は、以下の要素により左右される。

- ・ **就労期間**: 給与額に応じて保険料拠出期間が決定される。
例えば2001年の場合、1,281.18ユーロのグロス給与を1四半期分と見做している。したがって、4四半期承認には、5,124.73ユーロのグロス給与が必要となる。

¹⁸ フランスにおいては、家族政策の一環として3人以上の子供を持つ母親には、公的資格試験の受験資格が学歴要件にかかわらず与えられるなど、様々な優遇策が講じられている。

- ・ **就労していると思われうる期間**: 特定の条件下で、疾病、廃疾、出産、労災などの理由による休業期間や失業期間、兵役期間、戦争による非就労期間も就労期間と見做され、保険料拠出期間と同じ扱いになる。
- ・ **割増期間**: 以下の3つのケースには割増期間が認められる。
 - 1) 16歳未満の子供を持つ女性の被保険者で、最低9年間就労していた者を対象に、子供1人につき8四半期の割増
 - II) 父親、母親を問わず、育児休暇期間は割増四半期と見做される。ただし、割増期間位I)の適用を受けている母親は除外される。
 - III) 65歳以上で、拠出期間が150四半期末満の場合、65歳以降の保険金拠出期間分に関しては150四半期を上限に2.5%増しとする。
- ・ **保険金特別拠出期間**: 義務づけられた保険料拠出とは別に任意に拠出期間を「買い取る」場合。

(3) 給付額の制限

最低給付額

年金給付率50%として年金が計算される場合の最低給付額は、2002年1月1日時点で525.63ユーロである。保険料拠出期間が150四半期ある場合、最低給付額は全額支払われるが、150四半期に満たない場合は、四半期数に応じて減少される。

最高給付額

年金の最高給付額は、保険金拠出の対象となる給与上限の50%とする。すなわち、2002年1月1日時点で、1,176ユーロを上限とする。

年金が最低額あるいは上限額に達しても、扶養家族または第三者分の割増給付は場合により加算することができる。

(4) 割増給付

扶養子女による割増給付 +10%

子供が16歳未満であった期間、最低9年間にわたって子供が3人以上いた場合、あるいは子供を3人以上養育した場合、10%の割増が認められる。

第三者への割増給付 916.31ユーロ/月

就労不能、退役軍人、戦争捕虜あるいは強制収容者、3人以上の子供を持つ女性の労働者であり、かつ65歳以上で日常的な行為に他人の手助けを要する者を対象に第三者割増給付が認められている。給付額は、2002年1月1日時点で月額916.31ユーロである。

扶養配偶者による割増給付 50.82ユーロ/月

扶養すべき配偶者が65歳以上あるいは60歳から65歳の間で就労不能と認められている場合で、さらに2002年1月1日時点の収入が532.32ユーロを下回る場合、配偶者割増給付が受

けられる。この割増給付額は、一般制度の保険金拠出期間が 150 四半期に達している場合は、月額で 50.82 ユーロである。

(5) 平均受給額

1997 年に異なる制度間を通じて実施された調査によると、年金生活者の平均受給額(基本制度、補足制度枠内で給付される直接給付と付加給付を含む給付金の総計、表 12 参照)は、1 ヶ月あたり 1,037.26 ユーロであった。調査対象を 60 歳以上全体(就業者も含む)に拡大すると、この額は 1,283.31 ユーロにまで引き上げられる。

ただし、男女別に見ると男性の受給額が月平均 1,289.41 ユーロで、女性の受給額(767.42 ユーロ)の約 1.7 倍となっている。これは男女間の給与格差、就業形態の違いによる。60 歳以上の女性の約 3 分の 1 は、配偶者の年金継承分を受給している。逆に、配偶者の年金の継承分を受取る男性は全体の 3%にとどまっている。

性別による違いに加えて、就業年数に応じて年金受給額には大きな個人差が見られる。男性の 85%は、満額の年金受給であるのに対し、女性で年金の満額支給を受けている人は全体の 39%にすぎない。

さらに、異なる制度間で年金の受給額に格差が見られる。特に、被用者と非被用者との間には大きな格差が見られる。制度別に見て年金受給額が最も低いのは農業分野の非被用者で、直接給付年金の月額平均は 301.39 ユーロである(1997 年の数字)。次いで商店経営者(335.84 ユーロ)、手工芸職人(509.17 ユーロ)が低い。逆に、年金受給額が最も高いのは、被用者(農業分野の被用者を除く)で、民間部門で満額受給の場合の月額平均は 1,362.89 ユーロ、国家公務員では 1,876.64 ユーロである¹⁹。

表 11 平均年金給付額(1997年)(ユーロ/月)

	直接給付	付加給付*	老齢連帯基金からの年金**	年金継承分	計
男性	1272.03	5.79	4.72	6.86	1289.41
女性	593.63	27.89	134.91	10.97	767.42
全体	912.10	42.38	73.78	8.99	1037.26

*扶養家族分割増手当 **第 章参照
(資料出所) SESI

CNAV の統計によると、2000 年の一般制度枠内における 1 人当りの平均年金支給額は 4 万 1,845 フラン(6379.23 ユーロ)であった。これは月額にして 531.6 ユーロとなる。

10 年金受給者の生活水準

年金受給者の生活水準は、年々向上傾向にある。

生活水準基準値は、年金受給額と家族構成により規定されている係数によって決まる。また、

¹⁹ 以上の数値は、雇用連帯省 DREES、「仏保健・社会情勢データ 1999」から引用。

年金額は、インフレ率を考慮し毎年設定される修正率【taux de revalorisation】によって見直される。2002年1月1日現在の年次修正係数は1.022である。

1970年時点では、年金生活者の生活水準は、就業者にくらべて約20%低いとされていたが、以降1980年代まで、65歳以上の高齢者に支給される年金額は賃金上昇率を上回る著しい上昇を続けた後、1988年以降、上昇率は緩慢なものとなった（表12参照）。

表 12 年金支給額の推移（補完手当割増分を除く）

年	平均年間支給額 (フラン)		1960年を100とした場合の 支給額指数		1960年を100とした場合の 物価指数
	年金	+補完手当	年金	+補完手当	
1960	1,020	1,206	100.0	100.0	100.0
1965	2,033	2,285	199.3	189.5	120.2
1970	3,273	3,560	320.9	295.2	148.5
1975	6,732	7,471	660.0	619.5	226.9
1980	13,897	14,788	1,362.5	1,226.2	373.1
1981	15,795	16,851	1,548.5	1,397.3	423.1
1982	18,204	19,749	1,784.7	1,637.6	473.1
1983	20,636	22,210	2,023.1	1,841.6	518.7
1984	22,130	23,627	2,169.6	1,959.1	557.1
1985	23,672	25,107	2,320.8	2,081.8	589.6
1986	24,822	26,142	2,433.5	2,167.7	605.2
1987	25,828	27,060	2,532.2	2,243.8	624.3
1988	27,148	28,287	2,661.6	2,345.5	641.1
1989	28,133	29,166	2,758.1	2,418.4	664.2
1990	29,342	30,293	2,876.7	2,511.9	686.6
1991	30,399	31,278	2,980.3	2,593.5	708.6
1992	31,406	32,213	3,079.0	2,671.1	724.0
1993	32,362	33,114	3,172.7	2,745.8	739.0
1994	33,153	33,861	3,250.3	2,807.7	751.4
1995	33,834	34,512	3,317.1	2,861.7	764.4
1996	34,740	35,400	3,405.9	2,935.3	779.5
1997	35,302	35,915	3,461.0	2,978.0	789.0
1998	35,854	36,444	3,515.1	3,021.9	794.5
1999	36,419	37,011	3,570.5	3,068.9	798.5
2000	37,115	37,708	3,638.7	3,126.7	812.0
2000 (€)	5,658	5,749	-	-	-

(資料出所) CNAV、<http://www.cnaf.fr/5etude/statistiques/retraitreg.htm>

年金額上昇は、一方では年金修正率の上昇に起因している。1970年から1984年の期間、当時の修正率は給与を基に算定されていたため、年次修正率は1.5にまで上昇していた。また他方では、世代間の人口格差も年金額上昇の一因となっている。さらに、女性の就業者の増加により世帯当りの平均年金受給額が引き上げられているほか、年金統計には現れない資本収入も考慮に入れると、高齢者の収入は就業者のそれと水準をほぼ同じくしている。1991年の年金白書によると、61歳から70歳の世帯の生活水準は、国民全体の平均水準に比べ15%高いとの報告もあるが、この場合も年金受給額というよりも、資産運用収入によるところが大きい。

1984年と1994年にINSEEが実施した調査によると、高齢者の平均収入内訳は以下表13のとおりで、資産運用による収入が全収入の2割以上を占めている。

表 13 60歳以上の高齢者の収入内訳 (%)

	1984年	1994年
就労報酬	10.5	8.6
年金	64.1	65.1
その他の社会保障手当	5.0	3.8
資産運用収入	20.2	22.3
その他	0.2	0.2
計	100	100

(資料出所) INSEE

11 退職時期前倒し制度

若年層の雇用を促進するため、高齢の被用者の退職時期を前倒しにする制度を導入している制度もある。

(1) 早期退職制度【*préretraite*】

早期退職制度は、退職年齢を迎えていない人が、全面的あるいは部分的に就業したまま前倒しで年金を受給する制度である。

この制度は、雇用創出政策の一環として、若年層の雇用の促進を図る目的で導入され、高齢の被用者の全面的または部分的退職を促進し、被用者に手当金を給付するというものである。この制度を適用する企業は、国と協約を締結し、協約の内容に準じて一定の拠出金を国に支払う。拠出金は仏雇用基金【Fonds national de l'emploi, FNE】により運営され、手当金として被用者に支給される。就業中に受取る手当金【allocations】は、医療保険・母子保険の社会保険料支払い算定基準額に組入れられる。

なお、仏雇用基金(FNE)は、以下のような用途に充てられている。同基金は、企業と国との協約にもとづき、企業が被用者の社会的リスクをカバーするために支払う拠出金を財源としている。

- ・ 一時的な職業訓練制度
- ・ 民間部門の被用者の一時的な収入補償制度
- ・ 就職・転職を支援する補助金給付制度
- ・ 被用者の再就職を支援する一時的な補助金制度
- ・ 被用者の転勤のための一時的な補助金制度
- ・ 経済解雇になった被用者の再就職を支援する補助金制度
- ・ 雇用問題を抱える地域あるいは職種への雇用状況調査の実施

被用者の早期退職制度には、以下のようなものがある。また、農業従事者、自由業のいくつかの職種でもこの制度が適用されている。

雇用促進のための早期退職制度

適用条件	手当額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在発効中の雇用契約があること ・ 60歳未満であること ・ 老齢年金一般制度に計最低160四半期(40年間)拠出すること ・ 失業保険制度に最低12年間加入していること ・ 最後の職場で最低1年の就業期間があること ・ 今後職業活動を行わないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業期間最後の12ヶ月間の月額給与平均の65%。ただし年次社会保障上限額*の4倍を上限とする。

*社会保障上限額については、本章「9 給付額 (1) 年金関連の基本的な給付額」の項を参照

FNEによる解雇に伴うフルタイムの早期退職制度

この早期退職制度は、労働法典第 R322-7 条により規定されている。再就職が不可能な高齢の被用者を経済的な理由で解雇する場合に適用され、仏雇用基金(FNE)から特別手当金が支給される。この措置を適用するには、企業はあらかじめ国との協約を締結し、拠出金を支払う義務がある。

適用条件	手当額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用契約破棄の時点で57歳以上65歳未満であること ・ 経済的事情による解雇であること ・ 再就職の可能性がないこと ・ 国/雇用主間の協定に個人的に同意していること ・ 60歳を上回る場合、年金満額支給に要する四半期数に満たないこと(2002年では159四半期以下) ・ 社会保障制度に最低10年間加入していること ・ 企業内で継続して最低1年の就業期間があること ・ 他の職業活動を行わないこと、また季節労働失業者とならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額給与の65%。ただし年次社会保障上限額を上限とする。 ・ 年次社会保障上限額超過分の50%、ただし1997年5月3日以降の協定については、年次社会保障上限額の2倍を上限とする。

*社会保障上限額については、本章「9 給付額 (1) 年金関連の基本的な給付額」の項を参照

FNE による漸次早期退職制度

漸次早期退職制度は、労働法典第 R322-7 条により規定されている。これによると、就業者は、個人的に同制度への加入が可能である。制度加入によって、雇用主には仏雇用基金 (FNE) への拠出金支払いの義務が生じる。就業者は、そこで結ばれた協約に従ってフルタイム就業の 50% まで就業時間を削減することができ、給与減少分を補てんするため、漸次早期退職手当 (FNE 仏雇用基金からの支給) を申請することができる。加入と受給条件は以下のとおりである²⁰。

適用条件	手当額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 55 歳を上回り 65 歳未満であること ・ 国/雇用主間の連帯契約に個人的に同意していること ・ 60 歳を上回る場合、年金満額支給に要する四半期数に満たないこと (2002 年では 159 四半期以下) ・ 社会保障被用者制度に最低 10 年間加入していること ・ 企業内で継続して最低 1 年のフルタイム就業期間があること ・ 転職に際し、身体的に適用が可能であること ・ 就業不能者のための老齢年金を受給できないこと ・ 他の職業活動を行わないこと、また季節労働失業者とならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額給与の 30%。ただし年次社会保障上限額を上限とする。 ・ 年次社会保障上限額超過分の 25%、ただし 1998 年 11 月 16 日以降の協定については、年次社会保障上限額の 2 倍を上限とする。

*社会保障上限額については、本章「9 給付額 (1) 年金関連の基本的な給付額」の項を参照

部分的就業停止制度【cessation partielle d'activité】

苦痛を伴う職種に就く高齢の被用者を対象とした「部分的就業停止」と呼ばれる早期退職制度も 2000 年 2 月に導入されている。同措置の適用に先立ち、企業は国と、場合により管理団体と協定を締結する必要がある。国は、以下の場合、最高 5 年の期限付きで部分的に同措置適用コストを負担する。

- ・ 就業停止計画が全国的な職業協定と企業合意に基づく場合
- ・ 週 35 時間制適用合意を企業が締結している場合
- ・ 職業間協定により将来的な雇用計画が準備されている場合
- ・ 従業員がその年齢のために勤務条件に順応できなくなっている場合

同時に、この制度を利用する従業員は以下の条件を満たしていなければならない。

- ・ 個人的にこの就業停止措置に同意していること
- ・ 55 歳以上 65 歳未満であること
- ・ 企業に少なくとも 1 年以上勤務していること
- ・ 流れ作業あるいは連続作業に 15 年間以上就いている場合、または年間夜間勤務日数が 200 日を上回る年が 15 年以上にわたる場合。身体障害者の場合は、老齢年金の保険料拠出期間が 40 四半期以上ある場合

²⁰ 漸次早期退職制度加入のための条件に関する 1999 年 4 月 20 日付けアレテによる規定。

- ・年金満額支給に必要とされる条件を満たさないこと
- ・ピアジェ（一種の終身年金）受給者でないこと
- ・その他の職業活動を行わないこと

手当の給付が開始されるとともに雇用契約はその効力を失う。手当の最低額は全国的な職業協定により設定される。通常、この手当は、60歳以降、被用者が年金の満額支給を受けられる時点まで給付される。

(2) 漸次退職制度【retraite progressive】

漸次退職制度は、退職年齢に達した後も、職業活動を削減しながら部分的に年金を受け取る制度である。

60歳以降、年金満額支給の条件を満たす被用者、商店経営者、手工業職人は、年金の一部を受取りつつ就業活動を継続することができる。ただし、就業活動は1件に限られる。受給する年金額は、労働時間または収入の削減分に応じて異なる（30%、50%、70%）。労働時間削減後の収入に応じて算定される年金保険料は、補足年金制度の付加ポイントに繰り入れられる。

漸次年金の受給は、職業活動の完全な停止とともに打ち切られる。

年金制度（補完制度）の概要

1 高齢者最低生活保証手当

すでに前章で見たように、年金生活者の生活水準は年々向上している。これは、年金給付額の引上げに加え、高齢者最低生活保証手当【minimum vieillesse】制度導入に大きく拠っている。

(1) 制度概要

高齢者に対し、最低限の生活水準を維持できるよういくつかの措置が講じられている。

1951年には、特定の年齢以上で、収入が一定額を下回るフランス人被用者に支給される高齢被用者手当【allocation aux vieux travailleurs salariés、AVTS】が導入されている。

さらに、1956年に全国連帯基金【fonds national de solidarité】が設立され、65歳以上の高齢者を対象に高齢者最低生活保証手当【minimum vieillesse】の給付が開始されている。

高齢者最低生活保証手当は、高齢被用者手当（AVTS）と補足手当【allocation supplémentaire】の2種類の給付金からなる。いずれも支給条件として年間収入上限が設定されているが、2002年の上限は、単独生活者 6,997.74 ユーロ、一世帯当たり 12,257.01 ユーロとなっている。

< 高齢被用者手当（AVTS）と老齢特別手当（ASV） >

現時点での年金受給有資格者（又は年金継承有資格者）に対する高齢被用者手当（AVTS）の給付額は年間 2,807.72 ユーロ（月額 233.97 ユーロ）²¹。年金受給資格のない者に対しても、高齢被用者手当と同額の老齢特別手当【allocation spéciale de vieillesse、ASV】が支給される。

< 補足手当【allocation supplémentaire】 >

最低限の生活保証のため各人の状況に応じて支給される年金補償で、1994年1月1日から導入されている。財源は、老齢連帯基金【fonds de solidarité vieillesse】（全国連帯基金とは別）から捻出される。老齢連帯基金は、年金と社会扶助制度維持に関する1993年7月22日付け法の施行により創設された基金で、保険料の納付の有無にかかわらず、社会的連帯を目的とした国の機関である。支給額は家族構成により異なる（表14参照）。

表 14 2002年1月1日時点での高齢者最低生活保証手当補足手当額

(単位：ユーロ)	支給額（月額）	年間支給額
単独生活者	335.40	4024.86
夫婦	553.46	6641.57
扶養配偶者割増手当	50.82	609.8
扶養義務のある子供への手当	80.45 / 人	
第三者手当	916.31	10995.78

（資料出所）CNAV

²¹ 2002年1月25日付けデクレ第2002-115号による規定。

(2) 受給者数

高齢者最低生活保証手当の受給対象者は年々減少している。1959年から1999年の期間、受給数は約250万人から72万6,500人に減少している。これは、年金生活者の約10分の1に相当する。受給者数の減少は、老齢保険製品の合法化と就業（保険料支払い）期間の延長によるところが大きい。

高齢者最低生活保証手当の受給者は、極めて高齢者であること（平均年齢79歳）、女性が圧倒的に多いこと（全体の68%）、孤立した生活環境（70%）で、特に農村地帯の居住者が多いことなどが特徴である。

60歳台の高齢者のうち受給者が占める割合は4%不足である一方、90歳台では30%となっている。

(3) 給付額

2001年7月1日時点で、単独生活者の高齢者最低生活保証手当額は、月額557.12ユーロであった。1981年以来、支給額は定期的に見直され、消費者物価の伸びよりも速いペースで引き上げられてきている。

2 強制加入の補足年金制度

(1) 概説

被用者補足年金制度（ARRCO²²）と管理職補足年金制度（AGIRC）はいずれも被用者向け補足年金制度で、ARRCOは1972年以降強制加入となっている。管理職者はさらにAGIRCにも加入する。AGIRC加入も1974年以降義務づけられている。

基礎年金制度では、保険料率や拠出金は国が決定しデクレまたは法律で発表するのに対し、補足年金制度では、労使協議により決定される。

これらの制度の運営財源確保のため、年金運営機関間で締結される協定（ARRCO：1993年2月10日付け協約、AGIRC：1994年2月9日付け協約）により、強制加入の補足年金制度の改革が行われ、年金保険料の引上げが決定されている。

さらに、人口の高齢化に伴い、今後運営がますます難しくなると予測されている。2005年に必要とされるARRCO運営資金は56億4,000万ユーロ、AGIRC運営資金は198億1,000万ユーロと予測され、こうした状況に対処するためには従来の措置だけでは不十分との見方から、1996年4月25日に新たに労使間協定が締結されている。ここでは、年金支給額の算定基準となるポイントを買い取る際の価格が引き上げられ、また、インフレ率に応じて決定される見直し率が最小限に抑えられている。

(2) 被用者補足年金制度（ARRCO）

ARRCOに加入している非管理職の被用者向けの補足年金制度は、従来45制度があったが、1999年1月1日より、中央組織は補足年金制度協会（ARRCO）に全国統一され、各組織間の

²² 厳密にはARRCOは補足年金制度を司る全国組織である補足年金制度協会の略称であるが、制度そのものをいう場合も、この略称を用いるので注意を要する。管理職補足年金総合協会（AGIRCO）についても同様である。

調整を行っている。

労使の交渉により、2001年1月1日から2002年12月31日までの期間については、2001年時点で社会保障の基礎年金制度の保険料拠出期間が158四半期あること、2002年では159四半期以上あることを条件に、60歳から満額で補足年金受取りが可能となっている。

65歳以上からは、無条件に年金受給が可能である。

年金支給の算出方法は点数制をとっている。年度内に徴収された保険料は、1ポイントあたりの額で除して、その年に支払われた保険料総額をポイント数に換算する。同制度への加入以前の就業活動、疾病休暇、廃疾、失業期間もポイント数獲得の対象となる。

2001年4月1日以降、1ポイントは1,0364ユーロ(6,7983フラン)である。1ポイントに相当する基準給与額は、2001年、11,7076ユーロ(76,7965フラン)で、これは任意に点数を買取る場合も同様である。

ARRCOの補足年金制度に加入している企業は、従業員の給与全体に対して、1999年1月1日以降、最低6%(標準料率【taux contractuel】)の保険料を支払うことになっている。さらに、運営資金の強化のために「割増料率【taux appelés】」が適用されている。これは、毎年状況に応じて労使間の交渉で決定される徴収料率で、標準料率に割増率をかけることにより決定される。2000年、割増率は125%に設定されている。このため、割増料率は、

$$6\%(\text{標準料率}) \times 125\%(\text{割増率}) = 7.5\%(\text{割増料率} = \text{徴収料率})$$

で、7.5%となる。

なお、徴収の割増に伴い加入者側の年金支給額が引き上げられることはない。

(参考) 割増料率【taux d'appel】について

年金額を決定するポイント数の獲得のために実際に必要とされるのは、この割増料率で算出される額である。割増料率は、制度運営財源の確保を目的として適用されている。これは、保険料を支払う就業者数と年金を受給する退職者数のバランスによって決まる。

例えば、1952年から1965年の期間は、就業者数が多く退職者が少なかったため補足年金運営機関では、100%を下回る割増料率を設定し標準料率で算定された額より低い保険料を徴収していた。1966年から1978年の期間は、割増料率は100%で標準料率と一致していた。これは、就業者数と退職者数のバランスがとれた状態にあったことを意味している。1979年以降、割増料率は100%を上回り上昇を続け、現在の125%に至っている。

その結果、年金料算出の基準となるポイント数を獲得するために、例えば相当額152.44ユーロ(1000フラン)ではなく実質190.56ユーロ(1250フラン)を保険料として納付しなければならない計算になる。

保険料率は、給与額と企業の設立年によって異なる。給与額を基準に、以下のように体系化されている。

なお、1997年1月1日以降に設立された企業に関しては、社会保障上限額からその3倍ま

での給与に課される基準料率は、給与額の 16%、割増料率は 20%となっている。

なお、2002 年の社会保障上限額は、年間 2 万 8224 ユーロである。

保険料拠出の内訳については、1999 年 1 月 1 日以降に設立された新企業については、雇用主が 6 割、被用者が 4 割の内訳で保険料を負担することになっている。それ以前に設立された企業の負担内訳については、従来の各制度の内規に従うが、一般的には雇用主 6 割、被用者 4 割である。

表 15 非管理職被用者の保険料算出基準

	社会保障上限額未満	社会保障上限額から社会保障上限額の 3 倍まで
標準料率	6%	10%
割増料率	7.5%	12.5%

(資料出所) Les chiffres Arrco (2002 年)

表 16 管理職被用者の保険料算出基準

	社会保障上限額未満	社会保障上限額以上
標準料率	6%	AGIRC に強制加入。基準料率は 16%。
割増料率	7.5%	

(資料出所) Les chiffres Arrco (2002 年)

(3) 管理職補足年金制度 (AGIRC)

民間部門の管理職は、社会保障基礎年金制度 (CNAV)、被用者補足年金制度 (ARRCO)、管理職補足年金制度 (AGIRC) の 3 つの制度に強制的に加入している。保険料拠出額の内訳は、CNAV39%、ARRCO24%、AGIRC37%である。

雇用主が AGIRC 加入の運営機関に申請・登録を行い、雇用主負担分、被保険者負担分共に保険料の支払い手続きをとる。保険料拠出分は、ポイント数に換算されたうえで累積されていく。2002 年時点で、ポイント数算定係数は、4.1494 である。

AGIRC に加入するのは、原則的に給与額が社会保障上限額以上の管理職である。

標準保険料率は 16%で、その内訳は、雇用主負担分 10%、被保険者負担分が 6%である。ただし、ARRCO と同様に、割増料率が適用されており、標準料率に上増して割増率 125%が加算され、

$$16\% (\text{標準料率}) \times 125\% (\text{割増率}) = 20\% (\text{割増料率} = \text{徴収料率})$$

20%となる。

さらに、臨時特別拠出金【contribution exceptionnelle et temporaire、CET】が加算される。料率はグロス給与額の 0.35% で、その内訳は雇用主負担分 0.22%、被保険者負担分が 0.13% である。

表 17 AGIRC 保険料算出基準

	社会保障上限額以上の管理職	うち雇用主負担分	うち被保険者負担分
基準料率	16%	10%	6%
割増料率	20%	12.5%	7.5%

AGIRC の保険料は、給与額をもとに算定される。社会保障上限額は、2002 年の場合年額 2 万 8224 ユーロである。

給与額が 2 万 8224 ユーロから 11 万 2896 ユーロまで (カテゴリー-B) と差額が 11 万 2896 ユーロから 22 万 5792 ユーロ (カテゴリー-C) の 2 つのカテゴリーに分類されている。カテゴリー-C については、基準料率が 16% から 8% までの累進逡減制をとっている。

(保険料拠出額算定例)

年間給与額が 4 万 6000 ユーロの管理職の場合、保険料算出の基準となる額は、社会保障上限額との差額 1 万 7776 ユーロである。

$$46,000 - 28,224 = 17,776 \text{ ユーロ}$$

この場合年間給与額から、カテゴリー-B に属することになる。AGIRC 保険料は、

$$17,776 \times 16\% = 2,844.16 \text{ ユーロ} \quad 2,844.16 \times 125\% = \underline{3,555.20 \text{ ユーロ}}$$

である。さらに臨時特別拠出金 (グロス給与の 0.35%) が加わる。

$$46,000 \times 0.35\% = \underline{161 \text{ ユーロ}}$$

つまり拠出金総額は $3,555.2 + 161 = \underline{3,716.2 \text{ ユーロ}}$ となる。

年金支給額の基準となるポイント数にすると、685 ポイントとなる。

$$2844.16 \div 4.1494 = \underline{685}$$

3 任意加入の年金積立制度

基礎年金と補足年金に加えて、三階建て部分として任意加入の積立型年金の導入が最近になり注目されてきている。本年 5 月の大統領選にあたり、保守中道の野党勢力（当時）からは、既存の公務員部門の積立年金制度（プレフォンなど）に加えて、任意加入積立年金制度を民間部門にも一般化するとの構想が出されている。積立型年金の導入については、社会党右派も前向きな姿勢を示している。

(1) 主要な任意加入積立制度

一般的に、任意加入の保険には 2 種類ある。

付加年金制度：強制加入の年金制度（基礎年金制度、および ARRCO や AGIRC に代表される補足年金制度）に加えてさらに任意加入する付加年金制度。

任意加入医療保険：生命保険にあたるもので、あらゆる種類の身体的リスクをカバーする任意保険。老齢に関わるリスク（つまり年金）は含まれないが、死亡、出産、就労不能、廃疾などのリスクをカバーするもの。さらに、強制加入の社会保障制度枠内の医療保険は一部しか医療コストをカバーしないので、残り分を被保険者が負担するが、その残り分までカバーする形式の保険商品もこの中に含まれる。

これらの保険はいずれも任意加入の積立方式をとっている。各人が自由に選択してこれらの保険制度に加入することができるが、実際には、任意加入保険契約の半数以上は企業を通じて締結されている。また、保険料は全面的あるいは部分的に企業により負担されている。

人口の高齢化から、強制加入の基礎年金、補足年金制度の資金繰りが困難になり、年金支給額の給与代替率は低下している現在、それを補完する意味での任意加入の付加年金制度が注目されている。仏政府でも、こうした付加年金制度に集団加入する企業に対して税制上優遇することにより付加保険加入を推進している。民間部門の被用者については、付加年金制度に集団加入するかどうかの決定権は企業にあるが、いったん制度加入が決定され、運営機関と当該企業間に協約が締結されると、その中で指定されているカテゴリーの社員に関しては強制加入となる。

その他の民間部門被用者および公共部門の被用者については、付加年金への加入は完全に任意の個人単位での加入で、民間部門では、企業を介さない加入は社会的にも税制上でもメリットはない。

なお、公務員と自由業者については、それぞれ固有の付加年金制度がある（表 18、本章本節「(5) 公務員の付加年金制度」及び「(6) 自由業者の付加年金制度」の項参照）。

表 18 年金制度の種類とその根拠法

制度	確定給付型	確定拠出型
1) 被用者向け集団加入制度		
<ul style="list-style-type: none"> ・法律により強制加入 ・賦課型 付加制度 <ul style="list-style-type: none"> ・協約により強制加入 ・積立型 	社会保障制度内基礎年金制度 (特別制度を含む) 企業または運営機関(共済組合、 保険会社、IRS)による運営 ・法人税額減税措置あり ・ポータビリティなし (租税法第 39 条による制度)	補足制度 (ARRCO、AGIRC) 企業以外の運営機関(共済組合、 保険会社、IRS)による運営 ・法人税額減税措置あり ・ポータビリティあり (租税法第 83 条による制度)
2) 個人加入		
被用者 <ul style="list-style-type: none"> ・積立型付加制度で、年金または資産運用利回り金として受取り ・任意加入 公務員、自由業者 <ul style="list-style-type: none"> ・積立型補足制度で、年金として受取り ・任意加入 		個人契約で、企業を通じて受取る。ただし、減税措置は受けられない(所得税課税対象となる、租税法第 82 条)。 ・公務員制度：CREF、プレフオン(租税法第 83-2 条) ・自由業者制度：マドラン契約など(租税法第 154 条の 2)

(2) 企業付加年金制度と税制上の優遇措置

民間部門における年金改革措置として、企業単位で加入する付加年金制度が推進されている。企業内の付加年金制度の推進にあたり、国では同措置の導入と引換えに企業および従業員に税制上の特典を与え、加入の動機づけを図っている。

税制上の特典は、導入される付加年金制度の性質によって異なる。

確定給付型の制度：運営機関が支払う給付額は、就業期間最後の給与額に対して一定の割合(一般的には 10%)を支払う「付加型」、あるいは就業期間最後の給与からその他の強制加入制度分を控除した後の額に対して一定の割合を支払う「差別型」の 2 種類がある。後者の場合、強制加入制度の年金支給の所得代替率が低下すると、数年後のバランスを見

越した資金調達が行われる仕組みになっている。この制度は、企業が直接運用することができる。社内貯蓄分に関しては法人税の課税対象額から控除することはできない。ただし、企業外部の運営団体を介した「仲介つき」運営の場合は、雇用主が支払う拠出金は、「過度な」控除とならないことを条件に、経費として法人税課税対象額から控除することが可能である²³。

確定拠出型の制度：運営機関が年金支払額を提示せず、給与額に対する徴収分を規定する制度で、任意加入か強制加入かによってその内容は異なる。任意加入の場合、従業員の年金保険料の雇用主負担分は補足給与分と見做され、所得税の課税対象となる²⁴。他方、強制加入の場合には、拠出された保険料の総額（雇用主負担分+従業員負担分）が社会保障上限額（年額）の8倍相当額の19%以下であること、かつこの上限額のうち、補足保険運用機関への保険料掛金が3%以下であることを条件に、従業員は申告所得から保険料拠出分を控除することができる²⁵。雇用主負担分については、法人税課税対象額から拠出額分の控除が可能となっている²⁶。

(3) 任意加入保険の運営機関

エヴァン法と呼ばれる1989年12月31日付け法では、従業員の補足・付加保険を企業が自ら準備する社内制度を禁じている。同法では、補足年金または付加年金運営は協約によって、以下の運営団体のいずれかに委託されることと規定している。これらの運営団体は、以下の4つの異なる法規に基づいて設立・運営されている。

社会保障法典【Code de la sécurité sociale、CSS】に基づくもの

- ・ 基礎制度運営のために法律（またはオルドナンス）によって設立された団体で、普遍的医療給付制度（CMU）の運営を行う。
- ・ 生命保険または補足年金制度を運営する非営利団体で、以下の3種類がある。
 - ・ **賦課型補足年金機関**【institution de retraite complémentaire par répartition、IRC】
 - ・ **積立型付加年金機関**【institution de retraite supplémentaire par capitalisation、IRS】
 - ・ **生命保険**【institution de prévoyance、IP】：2001年時点で75団体あり、被保険者の数は1,280万人、加入企業は190万社。

農業法典【Code rural】に基づくもの

農業自営者の補足医療保険および補足年金は、農業共済（MSA）の所轄の運営金庫に任される。上記IRCおよびIPは、農業担当相の許認可を得た上で取扱いが可能である。

共済法典【Code de la mutualité】に基づくもの

共済組合は5,693団体あるとされているが、そのうち4,500団体は、加入者数が3,500人以下の小規模のもので、規模の大きい300団体ほどが加入者数1,300万人を数え、3,500万人を

²³ 租税法第39条による規定。

²⁴ 租税法第82条による規定。

²⁵ 租税法第83-2条による規定。

²⁶ 租税法第39条による規定。

カバーしている。業績の約4分の3は補足医療保険保険料により計上されている。なお、共済法典は、運営財源の確保に関する欧州ガイドラインを徐々に取り入れつつあり、今後保険料引上げ、再保険の必要性から団体間の合併の動きが予測される。

保険法典【Code des assurances】に基づくもの

- ・ **保険会社**：一般に株式会社形態をとっており、仏保険会社連合（FFSA）に加盟している。
- ・ **共済保険会社**【société d'assurance mutuelle】：株式ではなく社員を基礎とする会社で、
 - 非営利の「仲介なしの共済保険」【mutuelle sans intermédiaires、MSI】
 - 営利団体の「仲介つきの共済保険」（運営団体に委託）
 - 営利団体の農業・自治体・職業共済保険

の3グループに分類される。

(4) 生命保険

フランスの世帯における金融資産の内訳及び近年の推移は表19のとおりである。

表 19 個人金融資産

(単位 10 億ユーロ)

	1997年	1998年	1999年	99/98 (%)
世帯の銀行内外資産フロー	104.1	88.8	101.9	+15
普通預金	2.5	5.2	19.9	+383
普通貯蓄（郵便局、共済等の出し入れ自由非課税貯蓄プラン）	20.2	14.7	0.9	-94
定期預金	-7.8	-6.6	0.8	-
住居購入貯蓄プラン	28.1	14.0	10.0	-29
生命保険	72.0	52.1	55.0	+6
流通証券	11.9	11.5	11.5	+0
債券	-22.5	-10.0	-1.9	-
リスク分散型短期投資信託	-10.8	-3.7	2.7	-
リスク分散型長期投資信託	-3.4	6.4	4.7	-27
ストック投資、その他の投資	13.9	5.2	-1.7	-

(資料出所) 仏銀 Sesof-TOF

フランス保険業組合によれば、98年に落ち込んだ生命保険の資産受託額が1999年に550億ユーロにまで回復し（表19参照）、特に「貯蓄 - 保険オペレーション【opérations d'épargne-assurance】」（養老保険【assurance en cas de vie】、投資信託貯蓄証券【bon de capitalisation】を含む）は4,561億フランの市場を形成している（表20参照）。これらの契約が伸びた要因として、老後の生活に備えて終身的な中長期的貯蓄への需要が高まったことが挙げられる。この傾向が見られ始めたのは約15年ほど前からで、1987年時点で個人資産のフロ

ーに占める生命保険の割合は 20%であったのが、1996 年には 70%に増加したほか、1996 年の個人金融資産の約 4 分の 1 が生命保険であり、これは 1987 年の 10%に比べ倍以上の割合となっている。

現在フランスの世帯のうち 45%が生命保険に個人的に加入しており、フランスにおける生命保険積立額は、アメリカ、日本に次いで 3 位、欧州では 1 位である。生保の好況の背景には税制上のアドバンテージだけでなく、分配方式による利回りの低下や老後の介護の必要性等のリスクを見越した安全性のニーズに対応している点への評価がある。

表 20 1999 年の契約種別保険積立額

	1999 (単位 10 億フラン)	1999 (単位 10 億ユーロ)	98 年比
貯蓄 - 保険オペレーション	456.1	69.5	+ 16.1%
うち、養老保険	438.8	66.9	+ 16.5%
うち、貯蓄証券	17.3	2.6	+ 3.6%
リスク・オペレーション	93.3	14.2	+ 2.1%
うち、死亡保険	34	5.2	+ 4.6%
うち、対人・対物保険	59.3	9.0	+ 0.7%
対人保険全体 (直接契約)	549.4	83.8	+ 13.3%
再保険と海外保険	16.6	2.5	+ 9.9%

(資料出所) 仏保険業組合 Fédération Française des Sociétés d'Assurances 99 年度報告書

表 20 によれば、貯蓄 - 保険オペレーションは 1999 年も前年比で大幅な伸びをみせるなど、依然伸び続けているが、1996 年から 1998 年にかけて一般社会拠出金 (CSG) や社会保障債務返済拠出金 (CRDS) をはじめとする社会保険料のウエイトが増し、保険積立の利回りが 0.5% 程度下がったことから、従来型の法定貸出金利に基づく貯蓄契約【contrat en euros】よりも元本が保証され、株式変動で見返りのある「マルチ・サポート型契約【contrat multi-support】」に転向する者が増えている。このような背景から、ここ数年、以下の例示 (DSK 契約) のような補足的な金融商品の開発も相次いでいる。これは単なる資本の蓄積ではなく、あくまでも年金を目的として運用するものである。

(例) DSK 契約

1998 年 5 月 29 日に施行された「DSK 生命保険」は掛金の一部を非上場企業への投資に向けてることで税制上の特典が受けられる生命保険契約である。1999 年 12 月 31 日までに契約した生保の積立期間が 8 年を過ぎていれば、解約時に従来の生保同様、単身生活者の場合、3 万フラン、結婚している夫婦の場合 6 万フランの法的控除がある上に、通常生命保険解約時にかかる 7.5%の課税対象から除外される。

(5) 公務員の付加年金制度

a) 概説

公務員は、既述のとおり「特別制度」のカテゴリーに属している。同制度内では、年金支給額として、補足手当を除いて就業期間最後の6ヶ月の平均給与月額額の75%が保証されている。この給与代替率を維持するため、以下の3種類の任意加入年金積立制度が創設されている。

公務員年金補足貯蓄制度【complément d'épargne retraite de la fonction publique、CREF】：教職員と教育省の年金共済組合連合による設立。加入者数は約44万人。

病院施設従業員制度：保健省と病院・治療・予防医療施設職員が加入している。運営は社会事業運営委員会【comité de gestion des oeuvres sociales、CGOS】が担当している。

プレフォン【Préfon】(後述)

これら3つの制度では、基礎年金制度と同様の減税措置を享受でき²⁷、所得税課税対象額から保険料掛金分を控除することができる。受給権を他の制度に移行することは認められていないが、年金受給のポータビリティは、転職が少なく勤続年数が比較的長い公務員にとって、民間部門ほどの重要性は持たないと考えられる。

いくつかの制度は財政上運営が困難になっており、財源確保のためにとられた保険料引上げ措置などが加入者から反発が出ているところもある。

b) プレフォン

公務員部門の既存の任意加入積立年金制度の中で最も普及しているのはプレフォン【Préfon】である。プレフォンは、公務員あるいは元公務員を対象とする確定拠出型の任意加入年金積立制度で、加入者は税制上の優遇措置を受けつつ個人年金を積み立てることができる。この制度は1967年に公務員部門の労組(仏民主労働同盟(CFDT)、仏キリスト教労働同盟(CFTC)、管理職組合総連盟(CGC)、労働者の力(FO))のイニシアチブで創設された。

この制度の対象となるのは、公務員あるいは元公務員及びその配偶者である。その運営機関は民間の金融機関(特にCNP)である。積立金の額は11カテゴリーに分類されている。2001年時点で、保険料は1,881ユーロから3,257.23ユーロまでの幅がある。任意加入で、付加年金として運用することができるが、定期的な積立義務はない。加入者は、収入額と減税額の推移に応じて毎年保険料掛金のカテゴリーを選択することができる。保険料は遡って支払うことも可能で、積立額は全て付加年金のポイントとして換算される。

税制面では、プレフォンの積立金は、遡及分も含めて税控除が可能であるというメリットがある。例えば極端な例では、40歳の加入者が就業年齢の16歳時点まで遡って積立金を支払うことも可能で、遡及分の積立金を数年間に分散させて支払うことにより、税控除額も分散することができる。年間1,524.49ユーロ(1万フラン)積み立てるとすると、所得税課税率31.75%の所得層では、348.5ユーロ(2,286フラン)の減税が可能になる。つまり、年間1,524.49ユ

²⁷ 租税法第83-1条の2による規定

一口の積立ては、実質的には1,175.99ユーロ（7,714フラン）の拠出となる。

同制度内では、年金受給年齢は原則的として60歳に設定されているが、55歳からの前倒し申請も可能である。年金受給分については特典がなく、この制度内の年金は、他の所得や年金と同様に所得税課税の対象となる。支給額は積立額により得られるポイント数で決まる。加入者が死去した場合には配偶者あるいは加入者が指定した他者が継承することも可能で、継承額は、加入者本人の受給額の60%である。

(6) 自由業者の付加年金制度（マドラン契約）

1994年に創設されたマドラン契約【Contrat Madelin】は、自営業者を対象とした年金積立制度である。これは貯蓄のための金融商品ではないため、満期に現金化したり、財産として相続したりすることは不可能で、あくまでも年金として受給するものである。共同経営者が配偶者の場合、配偶者分も積立が可能である。

加入者は、強制加入制度の基礎年金の他にこの契約積立分を支払う。積立金は、生命保険やマルチ・サポート型契約と同様に金融機関により投資運用される。ただし、マドラン契約の場合、生命保険商品のように加入者の収入の変動に応じた積立てではなく、積立額が10カテゴリーに限定されているなど柔軟性には欠けている。

積立額の上限は、義務拠出分も含めて年間3万1,904.53ユーロ（208,104フラン）に設定されている。職種により積立金額は異なるが、一般に年間2万4,391.84ユーロ（16万フラン）から3万489.80ユーロ（20万フラン）の範囲である。

例えば、ソシエテ・ジェネラル銀行は、このマドラン契約をPalissandreという名で商品化しているが、2000年の場合は年収が26万8,128フラン以下であれば積立額を申告所得から差し引くことが可能である。また、同じ上限内で追加的年金積立金を申告所得から差し引くことも可能である。ただし、運用利回りはその他の年金制度と同じく課税対象になる。ソシエテ・ジェネラルの保険部門ソジェキャップの発表では、月1,000フランを積み立てれば25年で約148万7,680フラン、月額にして6,174.64フランの運用額を得ることができる。ただし配偶者への権利継承の場合は、同年齢の配偶者の場合、5,764.39フラン、5歳年下の配偶者の場合は5,596.04フランと、配偶者が若年であるにしたがって段階的に減額される。

年金制度の制度間平準化

1 年金受給額の制度別比較

表 21 主要制度別加入者数と平均年金受給額 (2000 年 12 月 31 日時点)

(単位: 1-0又は人)	CNAV (本土)	ARRCO	AGIRC	公務員制度 (特別制度)	CNRACL	IRCANTEC
直接給付受給者数	9,046,544	8,780,000	1,313,153	1,354,846	448,146	1,170,749
新規退職者数*	446,174	494,000	78,219	69,267	28,316	63,563
直接給付平均月額	437.38	202.91	685.26	1,486.38	1,006.01	67.08
年金収入月次総額**	502.78	239.50	721.54	1,590.35	1,058.00	-
新規退職者数の 直接給付平均月額	476.56	241.17	641.51	1,655.60	1,063.18	72.57
新規退職者数の 年金収入月次総額**	487.07	246.66	669.10	1,715.36	-	-
保険料拠出者数	-	16,210,000	3,277,478	-	1,678,537	2,350,000

	MSA (経営者)	ORGANIC	CANCAVA	SNCF	RATP
直接給付受給者数	1,931,476	721,672	495,937	199,157	30,016
新規退職者数*	55,135	4,895	25,254	5,868	827
直接給付平均月額	269.07	244.83	204.13	1,407.56	1,584.40
年金収入月次総額**	327.77	251.08	267.85	1,428.14	-
新規退職者数の 直接給付平均月額	232.64	266.02	-	1,584.25	1,829.08
新規退職者数の 年金収入月次総額**	260.23	272.12	-	1,606.51	-
保険料拠出者数	-	642,338	502,333	178,431	40,840

*2000 年に年金受給を開始した者

**年金収入総額とは、直接給付額 (保険料拠出分に応じて支払われる年金) + 補足分 (扶養家族割増分など) + 年金継承分 + 補足手当 (FSV 老齢連帯年金からの手当)

(資料出所) DREES Etudes et Résultats No.147 (2001 年 12 月)

(1) 被用者の受給額の現状

公務員を除いて年金受給者の大半は、複数の制度に加入しており、複数の機関からの給付を受ける。例えば、既述のとおり、民間部門の被用者 (非管理職) の場合、上記 CNAV および ARRCO の 2 制度に、管理職の場合はさらに AGIRC が加わり 3 制度に加入している。また、年金収入は、保険料拠出に応じて支給される年金 (直接給付) の他に、扶養家族など受給者の

状況に応じて支払われる補足割増分、寡婦（または寡夫）が受取る年金継承分など複数の収入源からなっていることに注意を要する。

CNAV では、2000 年末時点での加入者 1 人あたりの平均受給月額が 437.38 ユーロ（2869 フラン）であった。2000 年の新規退職者の年金支給額だけを見ると、同制度内のそれ以前の支給額にくらべて約 9% 上回っており、新規退職者の就業条件が改善されていたことが分かる。

ARRCO では、加入者 1 人あたりの平均受給月額は 239.5 ユーロ（1571 フラン）で、基礎年金制度と同様に、新規退職者の受給額はそれ以前の加入者の平均にくらべて 19% 高い数字となっている。

AGIRC では、加入者 1 人当たりの平均受給月額は、継承分を除いて 721.54 ユーロ（4733 フラン）であった。この制度ではその他の制度と異なり、新規退職者の受給額がそれ以前の加入者の平均受給額を 7% 下回った。これは、女性の管理職の割合が増えたこと、1997 年以降、農業部門からの AGIRC 加入が可能になったことなどが原因と見られている。さらに、給与額が社会保障上限額を下回る（つまり保険料掛金の少ない）加入者の割合は、1979 年から 1999 年の期間、6.2% から 19.6% まで増加している（数字 AGIRC、2001 年）。これは、AGIRC 保険料拠出のための十分な給与額を受取っていない管理職の数が増加しているため、この現象に対応するため、1989 年に労使交渉により最低点数保証制度【garantie minimale de points, GMP】が導入された。これは、年金保険料の実質拠出額には関係なく、加入者全てに最低ポイント数を保証する制度である。

公務員制度（特別制度）と CNRACL（病院施設職員および地方自治体職員向けの制度）加入者は、基礎年金と補足年金の区別がない。また、この制度は、年金支給額を同カテゴリーの就業者と同じ割合で見直す規則になっている。2000 年に退職した加入者の平均年金受給額（補足分も含む）は、月額 1655.60 ユーロで、その他の受給者の平均 1486.38 ユーロを上回っている。いずれも民間部門の被用者にくらべ安定している。教員など制度内の職種のうちのいくつかでは、55 歳以前の退職が可能であり、2000 年時点でベビーブーム世代のいくぶんかは退職している。

その他、大規模国有または国営企業（EDF - GDF 仏電力・ガス公社、SNCF 仏国鉄、RATP パリ市交通公団、仏中銀など）が加入する特別制度では、公務員制度と基準を同じくしており、受給額もほぼ同水準にある。

(2) 非被用者の受給額の現状

一般に非被用者は、操業資本（商業権、診療所、製造機器・設備など）を退職後も運用することができ、年金以外の収入を得ることが可能であるという理由から、年金制度の面からは被保険者に不利にできていることが多い。

MSA（農業制度）の非被用者部門では、約 200 万人の年金受給者を抱えているが、その他の制度とは逆に、年金受給者数は 1996 年以降減少傾向にある。特に 1999 年は、新規退職者数が大きく減少している（-12.1%）。2000 年の直接給付年金の平均額は 269.07 ユーロで他の制度と比較すると低く、新規退職者の平均受給額は 232.64 ユーロとさらに低い。

ORGANIC（商工業自営）および CANCAVA（職人）では、2000 年の平均年金受給総額（補足制度からの給付分を含む）は、それぞれ 251.08 ユーロ、267.85 ユーロで農業制度よりもさらに低いレベルにある。

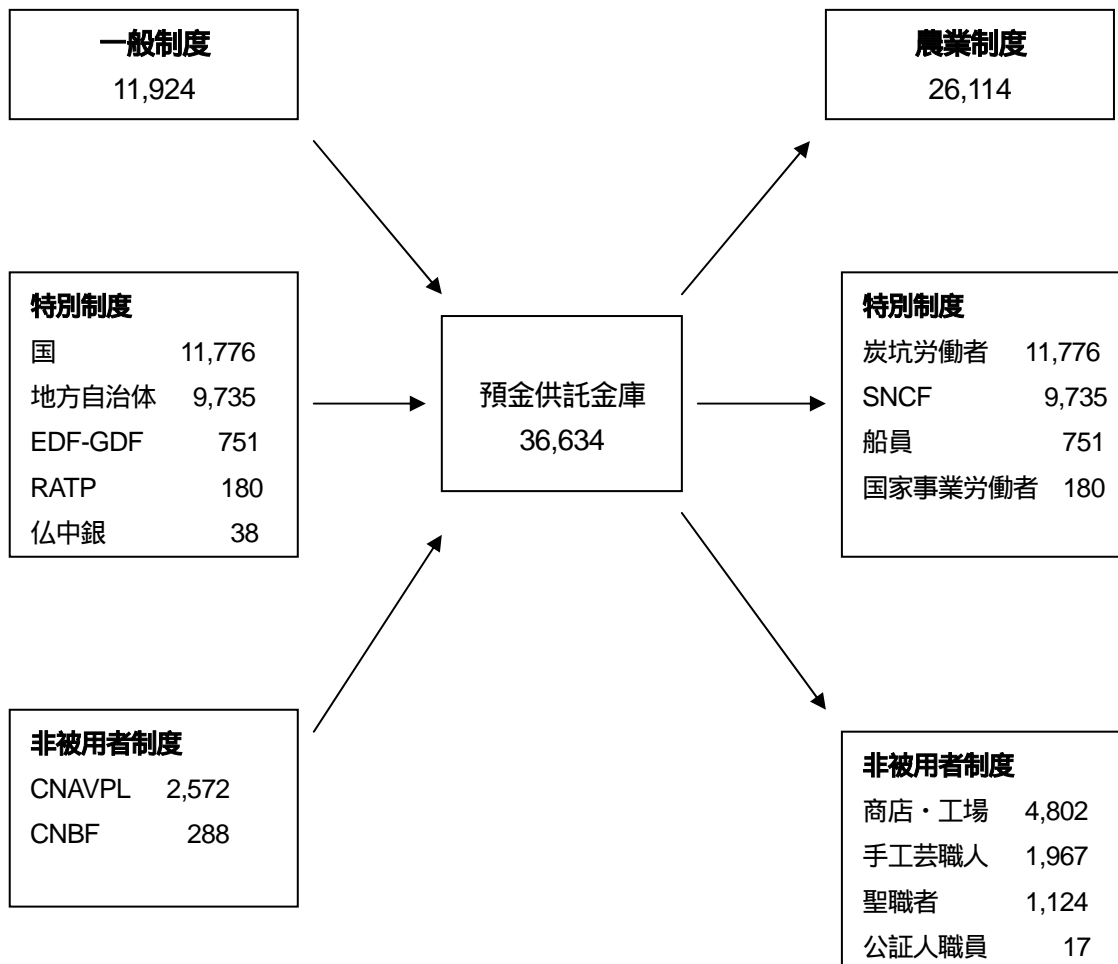
2 制度間老齢年金補償制度

年金受給額は、所属する制度によって格差があり、いくつかの制度は人口構成の変化により資金不足に陥っている。制度間格差を緩和するため、1974 年以来制度間老齢年金補償制度【Compensation démographique généralisée vieillesse】が導入されている。これは、社会保障受給者である退職者の数が、保険料を拠出する加入者数に比べて著しく多い制度を、保険金負担者数の多い制度が補足するものである。

具体的には、加入者の多い一般制度、特定の特別制度、非被用者制度（自由業）の財源が農業自営業者などの運営の困難な制度に、預金供託金庫を経由して移転されている(図 10 参照)。

図 10 制度間老齢年金補償制度

(1999 年、単位：百万フラン)



3 年金準備金制度

年金準備金制度【Le Fonds de Réserve des Retraites、FRR】は、1999年の社会保障財源法によって老齢連帯基金の内部に発足した。対象となる制度は、一般制度(CNAVTS)、Organic、CANCAVAである。年金制度改革措置として前ジョスパン政権が行った唯一の具体的な施策である。

その財源は、以下から成っている。

- ・ UMTS ライセンス料、国営・国有企業の民営化株式売却分による収入などの一部(2000年時点では49%)²⁸
- ・ 一般社会拠出金(CSG)の企業負担分(1999年の徴収額は約20億フラン)
- ・ 社会保障老齢年金部門(CNAVTS)の黒字分
- ・ 老齢連帯基金の黒字分

この年金準備金制度(FRR)は、年金資金運営の困窮に備えて1500億ユーロをプールすることを目指している。これは、一般制度の財政均衡を実現するには至らないものの、2020年から2040年にかけて、一般制度の負債を半減することは可能であるとみられている。雇用・連帯省(現・社会問題・労働・連帯省)の試算では、これにより今年中に130億ユーロが財源として蓄積される見通しである。

4 老齢連帯基金

老齢連帯基金【fonds de solidarité vieillesse、FSV】は、人口の高齢化にともなう老齢年金財源の確保のために1993年の年金改革の一環として設立された。1993年の年金改革の基本的な狙いは、年金算出方法の見直し、年金支給コストの把握、の2点にあるが、この年金支給コストの把握のため、社会保障老齢部門(加入者からの保険料拠出分に対する年金直接給付分)と連帯を基本理念とする全国民のための年金部門を明確に分離することを目的とし、後者の運営機関として老齢連帯基金が設立された²⁹。

老齢連帯基金の主要な業務は、以下の三点である。

- ・ 拠出金に拠らない年金(高齢者最低生活保証手当の支給)の運営
- ・ 一般制度、農業被用者制度、Organic、CANCAVAの基礎年金割増給付分の運営
- ・ 年金準備金制度の運営

また、その財源は、以下から成っている。

- ・ 全所得から徴収される一般社会拠出金(CSG): 本基金財源全体の82.4%を占める。
- ・ 飲料税: 本基金財源全体の13.7%を占める。

²⁸ 社会保障法第L245-14条および第L245-16条で規定

²⁹ 1993年7月22日付け法第93-936号

- ・ 補足保険税【taxe sur la prévoyance complémentaire】：従業員のための社内貯蓄に課せられるもので、2002年時点の税率は8%。本基金財源全体の3.7%を占める。
- ・ その他資産運用によるもの：本基金財源全体の0.1%。

年金制度改革の背景

1 概説

他の先進国同様、フランスでも人口高齢化による経済への影響が懸念されている。首相の諮問機関である経済分析評議会は、2002年2月14日、人口の高齢化による経済への将来的影響に関する予測を公表した。評議会は予測の中で、2005年に訪れるベビーブーマーの退職ラッシュが、欧州諸国に比べて仏では特に顕著であると指摘する一方で、長期的な見地からは、経済への悪影響はさほど大きくないとの見方を示した。医療関連支出は現状の対GDP比率1.5%から、2050年には3.2%にまで上昇するが、労働生産性の低下はごく軽微であり、貯蓄水準にも大きな影響は出ないとしている。

ただ、年金制度については、年金支給額と介護関連の支出が顕著に増加する見込みであると指摘し、その対策として、年金保険料の増額、積立年金の発展、定年年齢（年金の一階部分がその他の条件に関わらず満額受給できる年齢）引上げの三つの可能性を示した。このうち、保険料の増額については労働コストの上昇に伴う雇用への悪影響を、積立年金については積立が間に合わない初期世代が犠牲になる可能性があることを、また定年年齢の引上げについては労働生産性の低下が懸念されることを、それぞれマイナス面としてあげている。

年金改革措置が2002年5月の大統領選の主要争点の一つとなり、各党とも人口構成の変化に伴う年金破綻を回避するための構造改革は不可避の課題と捉えていた。

2 欧州年金政策の指針

欧州委員会は2002年2月21日に、2001年度の経済政策ガイドラインの実施状況に関する報告書³⁰を採択した。この報告書の中で、欧州委員会は、フランス、ベルギー、スペイン、イタリアなどに対して、社会の高齢化を考慮した老齢年金制度の改革を急ぐよう奨励している。またフランス、スペイン、イタリア、ギリシャ、フィンランド、ドイツ、ポルトガルなどに対して、労働市場の規制緩和を進め、失業を減らすよう促している。

報告書では、人口の高齢化とベビーブーム世代の退職が急速に進む中、対処策を講じなければ欧州の社会モデルが崩れると同時に、EU域内の経済の安定と成長が脅かされる危険性があると指摘し、年金問題については、適切な年金、公/民の年金制度の財政上のヴァイアビリティー、社会と個人のニーズの変化に対応した年金制度などの観点から検討する必要があるとしている。

同報告書の概要は、以下のとおりである。

(1) 欧州内の人口の高齢化

- ・ EU各国の就業人口に対する65歳以上の高齢者の比率は今後急速に高まり、2050年には現在の約2倍に達する（表22参照）。これは人口の長寿化、および少子化によるところが大きい。就業人口に対する高齢者の割合の急増は当然年金制度の財政にマイナスの影響を与

³⁰ 「EU域内の経済成長、税制、年金制度のサステイナビリティに関する経済社会評議会の提言」

える。

- ・ 就業人口の増加策の一つとして移民が考えられるが、欧州委員会は、現在のところ移民が状況を改善することはなかろう、としている。ただし、経済社会評議会は、仮に就業人口の増加策の1つとして積極的な移民政策を推奨するのであれば、移民の社会的順応にかかわる適切な政策が必要となろう、との意見を明らかにしている³¹。
- ・ 年金改革を行わなければ、各国のGDPに対する年金制度への支出は、2030年には15%(現在は平均12%)に達する見通しで、現在の公共財政のレベルでは捻出することはできないであろう。

表 22 EU 各国における、就業人口 (20-64 歳) に対する 65 歳以上の高齢者の割合

(単位: %)	2000 年	2010 年	2020 年	2030 年	2040 年	2050 年
ベルギー	29.5	31.1	38.0	48.8	53.5	52.0
デンマーク	25.5	29.6	35.7	42.0	47.0	43.7
ドイツ	28.0	34.1	38.6	50.3	57.0	56.1
ギリシャ	30.2	33.6	38.0	44.4	54.7	61.6
スペイン	28.7	30.7	35.2	44.7	59.8	68.7
フランス	28.5	29.5	38.1	46.4	52.1	53.2
アイルランド	20.3	20.5	26.2	32.1	38.4	46.4
イタリア	30.7	35.5	42.1	52.9	67.8	69.7
ルクセンブルク	24.8	27.6	33.0	42.5	47.2	43.5
オランダ	23.1	26.2	34.7	44.2	50.1	46.9
オーストリア	26.3	30.1	34.5	47.0	57.0	57.7
ポルトガル	26.7	28.5	32.2	37.2	46.3	50.9
フィンランド	25.9	29.7	41.4	49.5	49.7	50.6
スウェーデン	30.9	33.8	39.8	45.4	48.9	48.5
英国	27.8	28.5	33.9	43.1	49.1	48.5
EU15 カ国平均	28.3	31.4	37.3	46.8	55.0	55.9

(2) 年金改革オプション

欧州委員会はEUにおける年金制度について3つの柱を提唱している。

- a) 確定給付型年金の原則による年金制度
- b) 確定拠出型年金の職域別制度

³¹ Le Nouvel Observateur 誌は、開発途上国も先進国と同様人口の高齢化の問題に直面するため移民に頼ることは問題外としている。ちなみに、年金の赤字を埋め合わせるために、フランスでは2040年までに9300万人の移民を受け入れなければならない計算になる。

c) 個人的な積立貯蓄（一般に生命保険会社の商品）

なお、EU 加盟国のうち、オランダ、英国、アイルランドを除き、a) の年金制度が最も一般的である。

(3) 年金のサステナビリティの改善

- ・ 経済成長：高い経済成長は年金制度の存続には不可欠である。
- ・ 雇用機会の増大：現在の欧州域内の高い失業率に鑑みると、年金のサステナビリティが更に危くなるため、雇用機会の増大を図り、人口の高齢化による年金の財源へのインパクトを少なくすることが望まれる。

EU は現在、2010 年までに雇用率を現在の 63% から 70% に引き上げることを目指している（女性については 60% 以上）。ただし、この目標を達成するには年 3% 以上の経済成長が不可欠となる。中期的には、上記の目標は達成可能であるが、短期的には達成は難しいというのが一般的な見方である。

経済社会評議会は、雇用機会の増大について、55～64 歳の世代の雇用率を引上げ、年金の財源の改善を図ることを提唱している。また、女性の雇用率引き上げの必要性も認識しているが、そのためには保育園等の施設の充実が前提条件となろう。出生率の増加も、年金の財源を拠出する上で重要な要素となる。

(4) 公的債務の削減

経済社会評議会は、各国政府が公的債務の削減を進めれば財政状況が好転することを認めており、将来の年金の財源にプラスとなると指摘している。これと並行して、徴税方法の改善（脱税の防止）を推奨している。

(5) リスボン・サミットのシナリオによる公的年金支出の予測

表 24 の基礎となるリスボンでの EU サミットに提出されたシナリオは、以下の相当程度楽観的な仮定に基づいている。

- ・ 2007 年まで GDP 成長率は毎年 3%
- ・ 男女の雇用率は 2045 年には 83% に上昇する
- ・ 男女の失業率は 2045 年には 4% に上昇する
- ・ 就業人口が増加する
- ・ 域内の生産性および経済成長率は、2050 年には米国を上回る

評議会は、このシナリオが楽観的過ぎると指摘し、経済成長と雇用機会を高めるため、EU が緊急に措置を講じるべきだと主張している。

表 23 GDP に対する公的年金支出の割合の予測（単位：％）

（1996 年に開催されたリスボン・サミットに基づくシナリオ）

	2000 年	2005 年	2010 年	2020 年	2030 年	2040 年	2050 年
ベルギー	9.2%	7.9	7.6	8.7	10.3	10.8	10.4
デンマーク	10.2	10.7	11.8	12.8	13.0	12.1	11.3
ドイツ	10.3	9.8	9.5	10.5	12.2	12.6	12.3
ギリシャ	12.6	12.1	11.9	14.0	16.8	20.2	20.6
スペイン	9.4	9.2	9.2	9.8	12.0	14.9	15.8
フランス	12.1	11.3	11.7	13.6	14.7	14.8	-
アイルランド	4.6	4.6	5.5	6.7	7.4	8.3	8.2
イタリア	14.2	13.9	13.9	14.0	14.6	14.5	14.1
ルクセンブルク	7.4	7.4	7.5	8.2	9.2	9.5	9.3
オランダ	7.9	8.3	9.2	11.5	13.3	13.9	13.4
オーストリア	14.5	14.4	14.4	14.7	15.8	15.2	13.5
ポルトガル	9.4	10.1	11.0	12.7	13.5	12.7	11.0
フィンランド	11.3	10.9	11.6	13.6	15.1	15.4	15.6
スウェーデン	9.0	8.6	8.7	9.4	9.6	9.4	8.9
英国	5.1	4.8	4.4	4.0	4.0	3.8	3.4

(6) サステナビリティを改善するための行動

経済社会評議会は、世代間で年金の財源を不均等に分配することは避けるべきとしている。このため、以下の 2 点の検討を促している。

a) 確定給付型年金制度のサステナビリティの改善

- ・ 55-64 歳の高齢就業者の割合を高める（(8) を参照）
- ・ 保険料拠出引き上げの可能性の検討
- ・ 人口の高齢化による年金財源の不足を補うための「基金」の設立
- ・ 将来の年金給付を受ける者の権利の修正
- ・ 高等教育の構造の見直し（高等教育制度により就業年齢が遅くなる加盟国がある）
- ・ 年金制度を維持するための公的債務の削減
- ・ 上記要素の組み合わせによるサステナビリティの改善

b) 補足制度の設立

- ・ 年金制度を部分的にせよ、確定給付型年金から確定拠出型年金に移行することは、いくつかの加盟国については、好ましい解決法と見なされうる。また実際スウェーデンやイタリアのように、実施されている国もある。しかし、この移行がもたらす社会的結果を十分に検討しなければならない。

- ・ 各国は、2つの異なる制度に同時に保険料を払い込む必要がある。ただし、スウェーデンで行っているように、ある程度の事前融資は可能である。
- ・ 確定拠出型年金の場合、資金の運用先をできる限り多様化すべきである。

(7) 税制

評議会は年金に関係する税制についても、以下の提言を行っている。

- ・ 公的な年金制度のほかに各個人が定年に備えて行う貯蓄や積立保険を奨励するため、税制を緩和する。
- ・ 税制を緩和することにより、社内で企業積立保険の制度を設立するよう雇用者に奨励することができよう。企業単位、あるいは職種別に補足制度を設立することは有益であろう。
- ・ 確定拠出型年金では、以下の税制が考えられる。
 - 積立保険料および投資による収入は免税、年金は課税対象
 - 積立保険料は免税、投資による収入および年金は課税対象
 - 積立保険料は課税、投資による収入および年金は免税

ただし、今後 GDP に対する年金の割合が高まることを考慮にいと、年金を免税の対象とするという議論を支持することは難しいであろう。

(8) 一般的指摘

以上のほかにも、以下の点につき指摘している。

a) 55-64 歳の高齢就業者の雇用率の引き上げ

経済社会評議会は、高齢就業者についても下記のようにいくつかの措置を提案している。

- ・ 高齢就業者を維持するため、雇用者に対して税制優遇措置を適用する
- ・ 高齢就業者が仕事を継続できるよう、就業者に対して優遇税制措置を適用する
- ・ 高齢就業者のパートタイム労働を実施する
- ・ 柔軟性のある定年退職を適用する

評議会は、高齢就業者の割合が高まれば、定年の年齢を域内で整合化する必要はないと考えている。域内で定年退職年齢の引上げが一般化すれば、経済的観点から大きなプラスとなる。

b) 保険料引き上げ

経済社会評議会は、保険料の引き上げが年金制度のサステナビリティを改善することを認めているものの、以下のように、それによるマイナス面を懸念している。

- ・ 雇用コストの上昇を招き、結局雇用率の上昇にブレーキをかけることになる。
- ・ 今世紀中盤に就業者に対する年金受給者の割合が非常に多くなるとの理由で、就業者に、将来実際自分が受け取る年金以上に高い保険料を支払わせることは不公平である。
- ・ EU の競争力の低下を招くことになりうる。

- ・ EU 以外への国への頭脳流出を招くことになりうる。

c) 準備基金の使用による保険料の引き上げショックの緩和

評議会は、公的年金制度（第 1 の柱）のサステナビリティを強化するために、出来る限り早く準備基金を創設し、2020 年以降、保険料の引上げを補うために使用することを提言している。

3 フランスの人口動態

INSEE の統計によると、2000 年時点のフランスの総人口は、5,889 万 1,913 人で、そのうち 60 歳以上の人口は 1,211 万 8,535 人で、総人口に占める割合は 20.6%であった。65 歳以上の人口は 941 万 3,390 人で、対総人口比は 16.0%となっている。60 歳以上の人口は今後も増加を続け、2020 年には 27.3%に達すると予測されている。ちなみに 1901 年時点では全体の 12.7%であった。地域別に見ると、フランス南部における高齢化が目立っている。

表 24 年齢層別人口の推移（対総人口比、%）

	20 歳未満	20-59 歳	60 歳以上	平均年齢
1901	34.3	53	12.7	32.4
1910	33.6	53.7	12.7	32.6
1920	31.3	54.9	13.8	34.4
1930	30.1	55.7	14.2	34.1
1946	29.5	54.5	16.0	35.6
1950	30.1	53.6	16.2	35.3
1960	32.3	51.0	16.7	34.9
1970	33.1	48.8	18.0	34.8
1980	30.6	52.4	17.0	35.7
1990	27.8	53.2	19.0	36.9
1995	26.1	53.8	20.1	37.8
1998	25.8	53.7	20.5	38.4
1999	25.7	53.7	20.6	38.6
2000	25.6	53.8	20.6	38.7
2001	25.4	54.0	20.6	38.9

（資料出所） INSEE TEF2001/2002 p.35

1900 年から 2000 年の期間、0 歳での平均寿命は男性で 45 歳から 75.2 歳に、女性では 47 歳から 82.7 歳に伸びている。60 歳時点での平均年金受給年数は、男性 20 年、女性 25.3 年とされている。

人口予測によると、2050年にはフランスの総人口は6,400万人で、2000年に比べ約500万人の増加が見込まれている。60歳以上の高齢者数は、2011年以降20歳未満の人口を上回り、総人口に占める割合は2050年には35%に達する。75歳以上の人口は現時点の約3倍に、85歳以上の人口は約4倍に増加する見込みである。

表 25 人口予測及び年齢層別の対総人口比(%)

	総人口(千人)	20歳未満	20-59歳	60歳以上	収支
2005	59,983	24.7	54.3	21.0	+179.3
2010	61,061	23.8	53.1	23.1	+145.9
2015	61,975	23.2	51.5	25.3	+113.2
2020	62,734	22.5	50.2	27.3	+86.6
2025	63,377	21.8	48.9	29.3	+67.7
2030	63,927	21.3	47.6	31.1	+45.4
2035	64,326	20.9	46.3	32.8	+1.4
2040	64,468	20.6	45.9	33.5	-56.2
2045	64,337	20.3	45.3	34.4	-101.3
2050	64,032	20.1	44.8	35.1	-

(資料出所) INSEE TEF2001/2002 p.35

4 年金運営状況の予測

年金制度改革は新政権(シラク/ラファラン政権)の優先事項であることは間違いないが、仮にどの政党が政権についたとしても年金政策に大きな差はなく、保険料の引上げ、年金支給額の引下げ、勤続年数の延長、個人貯蓄の推進などの組み合わせが異なるにすぎないと見られてきた。結局は、被用者、非被用者、年金生活者、納税者の負担をどのように振り分けるかという問題に帰着するからである。

寿命の伸びとベビーブーム世代の退職により、2040年には年金受給者数が就業人口を上回ることが予想される。今後2040年まで何の施策も実施されない場合、年金支給額の大幅減少、GDPに占める年金支出の割合の上昇が予想される。特に年金関連支出の対GDP比は、現在の12%から、4~6.5%ポイント上昇する見通しである。

(1) 制度ごとの運営状況予測

1995年に発表された報告書「年金長期見通し」では、制度ごとの運営状況に関する予測を行っている。

表 26 保険料拠出者数と年金受給者数の制度別推移

人数 (単位 千人)		1995	2000	2005	2010	2015	推移 2015/1995 年
総人口	60 歳以上の総人口	11,582	12,152	12,611	14,102	15,617	35%
	就業人口	25,998	27,055	27,739	27,739	27,481	5%
	年金受給者 1 人あたりの拠出者数	2.24	2.23	2.2	1.97	1.75	-22%
	年金受給者数	8,052	9,207	10,226	11,884	1,359	69%
一般制度	保険料拠出者数	14,056	15,276	16,582	16,854	16,581	18%
	年金受給者 1 人あたりの拠出者数	1.75	1.66	1.62	1.42	1.22	-30%
	年金受給者数	821	948	1,118	1,309	1,481	80%
公務員	保険料拠出者数	2,075	2,075	2,075	2,075	2,075	-
	年金受給者 1 人あたりの拠出者数	2.53	2.19	1.86	1.59	1.4	-45%
	年金受給者数	426	576	794	984	1,177	176%
CNRACL	保険料拠出者数	1,541	1,561	156	156	156	1%
	年金受給者 1 人あたりの拠出者数	3.62	2.71	1.96	1.59	1.33	-63%
	年金受給者数	215	205	192	188	186	-13%
SNCF	保険料拠出者数	183	167	153	139	127	-30%
	年金受給者 1 人あたりの拠出者数	0.85	0.83	0.79	0.74	0.68	-20%
	年金受給者数	51	81	653	726	87	71%
ARRCO	保険料拠出者数	138	1,501	1,633	1,658	1,633	18%
	年金受給者 1 人あたりの拠出者数	2.71	2.58	2.5	2.28	1.88	-31%
	年金受給者数	1,063	1,277	1,523	193	2,384	124%
AGIRC	保険料拠出者数	276	3,081	3,427	3,728	14,016	46%
	年金受給者 1 人あたりの拠出者数	2.6	2.41	2.25	1.93	1.68	-35%
	年金受給者数	2,104	2,007	1,819	1,691	1,588	-25%
農業自営	保険料拠出者数	911	821	739	666	600	-34%
	年金受給者 1 人あたりの拠出者数	0.43	0.41	0.41	0.39	0.38	-13%

(資料出所) SENAT (上院)「年金長期見通し」1995 年 (上院報告書 No.459 1999 年 6 月)

a) 一般制度

一般制度では、1993 年と 1994 年の改革により実施された年金保険料引上げ措置が功を奏し、状況がかなり改善され、とりあえず 2005 年までは、ほぼバランスのとれた運営が可能と見られている。

民間部門の 3 制度 (基礎年金、ARRCO、AGIRC) では、就業人口の増加と同じペースで保険料拠出者が増加している。制度内の年金受給者数は、人口全体の死亡率に左右されている。保険料拠出者数に対する依存度 (年金受給者 1 人あたりの保険料拠出者数) は、1995 年から

2005年の期間の7%減から、2005年から2015年の期間には25%減となる見込みである。

年金受給者1人あたりの保険料拠出者数は、1995年には1.75人であったが、この数字は2015年には1.22人まで減少(20年間で-30%)すると予測されており、運営は相当困難になっていくと見られている。受給者1人あたりの保険料拠出者数の低下は、退職者数の増加率(+70%)が拠出者数の増加率(+20%)を大きく上回っていることに起因している。年金受給者数の増加は、60歳以上の総人口の増加(+35%)と、一般制度加入率の増加(+25%)、つまり、60歳以上の総人口に占める年金受給権を持つ人口の割合が増加していることによるものである。

ARRCOとAGIRCによると、2005年から2015年までの期間、人口構成の推移による変化はあまり著しいものではないにせよ、管理職者数の推移から見て、年金受給者1人あたりの保険料拠出者数は減少傾向にある。制度内における管理職の割合は恒常的に増加傾向にあり、負担率も低下傾向にあったが、将来的には年金受給者数の増加と管理職の割合の伸びの減速によって増加傾向に転じるものと見られており、1995年から2015年の期間における受給者1人あたりの保険料拠出者数は35%引き上げられると予測している。

1995年の上院報告書「年金長期見通し」では、以上の点を踏まえ、一般制度運営予算として2005年には178億フラン、2010年には554億フラン、2015年には107億フランが必要となるとの結論となっている。

b) 特別制度

公務員等を対象とした特別制度では、保険料拠出者と年金受給者との人口バランスは今後大幅に変化する見込みである。これは、1960年代以降に公務員採用数増加政策がとられたことに起因しており、特に地方自治体職員についてこの現象が顕著に見られる。

また、公務員特別制度の特徴として、女性の加入者が多い点があげられる。1994年の年金直接受給者の63%が女性だったのに対し、2015年にはこの割合は75%にまで上昇すると予測されている。さらに、女性の平均寿命は男性にくらべ長いことから、年金受給者1人あたりの負担率は2015年までに3分の1に低下すると予測されている。

1993年のバラデュール内閣による年金改革では、民間部門の保険料拠出年数が引き上げられたが、公共部門については引き続き37.5年が適用されている。しかし、公共部門は現時点で既に1人の就業者が5人の退職者をカバーしている状態であり、2020年には必要となる財源の3分の2が不足するとみられている。

上述の上院報告書「年金長期見通し」では、結論として、公務員(国および地方自治体職員)特別制度運営予算に2005年には342億フラン、2010年には560億フラン、2015年には802億フランが必要となると予測している。

(2) 財源の予測

1995年の上院報告書「年金長期見通し」では、将来的に必要な財源を異なる制度別に予測している(表27参照)。

表 27 制度別財源予測

(単位 10 億フラン)		1995	2000	2005	2010	2015	2015 年/1995 年
	給付額	276.2	318.4	363.8	441.8	525.8	90%
	財源	266.7	299.9	346	386.4	418.8	57%
一般制度	必要とされる補足財源	9.5	18.4	17.9	55.5	107.0	
	給付額	104.8	122.7	148.6	182.2	219.6	110%
	保険料収入	101.0	106.2	114.4	126.2	139.4	38%
公務員	必要とされる補足財源	3.8	16.5	34.2	56.0	80.2	
	給付額	37.3	50.3	71.2	93.4	119.2	220%
	保険料収入	34.5	36.7	39.8	43.9	48.4	40%
CNRACL	必要とされる補足財源	2.8	13.6	31.4	49.5	70.8	
	給付額	26.4	25.6	25.4	26.0	27.3	3%
	保険料収入	8.3	8.0	7.9	7.9	8.0	-4%
SNCF	必要とされる補足財源	0.1	0.2	0.3	0.4	0.7	
	給付額	119.8	146.1	166.3	189.8	235.3	96%
	保険料収入	117.0	151.8	175.3	195.4	212.4	82%
ARRCO	必要とされる補足財源	2.8	-5.7	-9.0	-5.6	22.9	
	給付額	58.7	72.1	86.0	102.5	129.1	120%
	保険料収入	57.8	68.6	80.3	91.7	103.9	80%
AGIRC	必要とされる補足財源	0.9	3.5	5.7	10.8	25.2	
	給付額	40.5	37.9	33.8	31.0	28.7	-29%
	保険料収入	4.7	4.3	4.0	3.7	3.4	-27%
農業自営	必要とされる補足財源	25.8	33.6	29.8	27.3	25.3	
	平均拠出額に占める割合 (%)	4.1	5.6	2.2	1.6	2	

(資料出所) SENAT (上院)「年金長期見通し」1995 年 (上院報告書 No.459 1999 年 6 月)

また、Le Nouvel Observateur 誌は、2040 年の時点での年金財政難を回避するための措置に係る試算を行っている (表 28 参照)。しかしながら、これらはいくまでも試算であり、実際には 1) ~ 3) の各シナリオは、いずれも極端な数字で社会保障の財政均衡のために適用することは不可能なものである。1993 年のバラデュール改革により、既に年金受領額は現在の (就労時の給与の) 75% から 64% に低下することになっているため、4) のシナリオが受け入れ可能な上限といえよう。

表 28 2040 年の財政難を避けるための 4 つのシナリオ

拠出年数	保険料	年金のレベル
1) 就業年数を延長する		
+9 年	=	=
2) 保険料をより多く支払う		
=	+15 ポイント	=
3) 年金受給額を引き下げる		
=	=	-45%
4) 1、2、3、を組み合わせる		
+2 年	+6 ポイント	-18%

(資料出所) Le Nouvel Observateur (2002 年 3 月 14-20 日号、P.16-26)

(3) シャルパン報告書

1999 年 4 月 29 日に提出されたシャルパン報告書³²は、ベビーブーム世代が定年を迎えること、長寿化、少子化、失業対策の一環としてとられた定年延長などにより、2040 年の年金受給者に対する就業者の割合は 70% (1995 年は 40%) になると指摘し、この割合を 1995 年度のレベルに維持するためには、定年年齢を 69.6 歳に引き上げなければならないと提言している。

同報告書では、2020 年及び 2040 年における

- ・ GDP に占める年金支出の割合、
- ・ 各制度における年金受給者に対する就業人口の割合、
- ・ 年金制度の財政収支

を以下のシナリオ別に分析している。

- ・ シナリオ 1 : 失業率を 9% と仮定した場合
- ・ シナリオ 2 : 失業率を 6% と仮定した場合
- ・ シナリオ 3 : 失業率を 3% と仮定した場合

- ・ 期間中の生産性の改善は過去 25 年と同様年+1.25% とする。
- ・ 期間中の実質給与上昇率は 1.7% / 年とする。
- ・ 2040 年には、シナリオ 2 の場合、GDP は 1998 年より倍増し 2 兆 7400 万ユーロに達する。

a) GDP に占める年金支出の割合の変化

今後も、一般制度における年金の物価スライド制が維持されると仮定すると、GDP に占める年金負担の割合は 98 年の 12.1% から 2040 年には、シナリオ 1 の場合 16.7%、シナリオ 2 の場合 15.8% に上昇する。

³² ジョスパン首相への報告書「年金の未来【L'avenir de nos retraites】」(Documentation Française)

表 29 GDP に占める年金支出割合

	1998	シナリオ 1		シナリオ 2		シナリオ 3	
		2020	2040	2020	2040	2020	2040
CNAVTS と補足制度	7.1	9.0	10.1	8.5	9.5	8.1	9.1
農業制度	0.9	0.6	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4
特別制度	3.5	4.9	5.6	4.6	5.4	4.4	5.1
独立	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
制度全体	12.1	15.0	16.7	14.1	15.8	13.5	15.1

(資料出所) 計画総庁 (Commissariat général du Plan)

b) 各制度における年金受給者に対する就業者の割合

1998 年の時点では、大部分の制度において年金受給者に対する就業者の割合は 1 を超えていた (1.5) が、2040 年にはほぼすべての制度においてこの数字は 1 を下回る見通しとなっている。この事実は、長期的には制度間老齢年金補償制度の重要性を弱めることになる (表 30 参照)。

c) 各制度の財政収支

全般的に、2000 年から 2040 年にかけて財政不足が深刻化する。このうち、特に一般制度、国家公務員、CNRACL、IRCANTEC などは、年金受給者に対する就業人口が大きく悪化することから、財政不足は非常に顕著となる。したがって確定給付型年金制度においては、1998 年から 2020 年までは年間 4 億フラン、1998 年から 2040 年には年間 7 億フランが必要となる (シナリオ 2 の場合)。今後、失業手当、家族政策、雇用政策などで今後節約をすることは可能だが、これらの措置により捻出できる額は GDP の 1.8 から 1.5 ポイントに相当するに過ぎず、年金制度の財源不足を完全に埋めるにはほど遠い状況である (表 31 参照)。

表 30 制度別年金受給者に対する就業者数比率

	1998	シナリオ 1		シナリオ 2		シナリオ 3	
		2020	2040	2020	2040	2020	2040
Cnavts	1.7	1.1	0.8	1.2	0.9	1.3	0.9
農業部門被用者	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2
AGIRC	2.4	1.3	0.9	1.4	1.0	1.5	1.0
ARRCO	1.7	1.1	0.7	1.1	0.8	1.2	0.8
IRCANTEC	1.7	0.7	0.4	0.8	0.4	0.8	0.5
CNRACL	3.3	1.4	1.0	1.4	1.0	1.4	1.1
国家公務員	1.9	1.1	0.9	1.1	0.9	1.2	1.0
フランス中央銀行	1.3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
CRPCEN	1.0	0.7	0.6	0.7	0.6	0.8	0.7
IEG	1.7	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.1
船員	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7
炭坑労働者	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国家事業労働者	1.0	0.5	0.7	0.5	0.7	0.6	0.8
RATP	1.5	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
SNCF	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1
CANCAVA(基礎)	1.0	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5
CANCAVA(補足)	1.2	0.6	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5
農業、非給与所得者	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
ORGANIC (基礎)	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
CNAVPL	3.6	1.5	1.1	1.5	1.1	1.6	1.2
CARCD	4.2	1.4	1.1	1.4	1.1	1.5	1.1
CARMF	5.0	1.6	1.3	1.6	1.3	1.6	1.3
CARPIMKO	7.9	1.7	0.9	1.7	0.9	1.8	1.0
CANP	2.9	1.3	1.0	1.3	1.0	1.3	1.0

(資料出所) 計画総庁 (Commissariat général du Plan)

表 31 各制度における財政収支予測

(単位：百万フラン)		シナリオ 1			シナリオ 2	
		1998	2020	2040	2020	2040
Cnavts	A	-1,400	-149,000	-403,200	-124,800	-379,600
	B	-0.1	-5.5	-11.2	-4.3	-9.8
農業部門被用者	A	-15,399	-17,063	-22,008	-17,063	-22,008
	B	-21.8	-18.0	-18.4	-18.0	-18.4

AGIRC	A	-6,008	-31,806	-31,554	-22,442	-20,989
	B	-1.7	-5.3	-3.9	-3.5	-2.4
ARRCO	A	6,208	-16,926	-44,841	471	-25,916
	B	0.3	-0.5	-1.1	-0.0	-0.6
IRCANTEC	A	344	-7,448	-13,291	-7,324	-12,664
	B	0.3	-4.5	-6.0	-4.4	-5.5
CNRACL	A	16,399	-45,825	-110,269	-45,825	-110,269
	B	9.2	-16.7	-28.9	-16.7	-28.9
国家公務員	A	0	-136,651	-280,883	-131,256	-254,785
	B	0.0	-26.4	-40.9	-24.7	-33.5
フランス中央銀行	A	0	-1,829	-2,323	-1,829	-2,323
	B	0.0	-67.2	-74.7	-67.2	-74.7
CRPCEN		-528	-943	-582	-943	-582
IEG	A	0	-11,957	-7,601	-11,957	-7,601
	B	0.0	-39.4	-18.4	-39.4	-18.4
船員		-5,470	-6,848	-7,333	-6,848	-7,333
炭鉱労働者		-13,663	-9,138	-4,509	-9,138	-4,509
国家事業労働者	A	-7,436	-9,518	-9,087	-9,518	-9,087
	B	-77.4	-127.6	-94.8	-127.6	-94.8
RATP	A	-2,496	-4,428	-5,771	-4,428	-5,771
	B	-40.3	-49.8	-46.3	-49.8	-46.3
SNCF	A	-18,270	-19,918	-24,348	-19,918	-24,348
	B	-73.6	-56.1	-49.0	-56.1	-49.0
CANCAVA(基礎)	A	-6,961	-10,256	-12,851	-10,016	-12,973
	B	-17.5	-17.4	-16.4	-16.5	-16.0
CANCAVA(補足)	A	-471	-2,277	-3,110	-2,165	-3,123
	B	-1.0	-3.3	-3.3	-3.0	-3.2
農業経営者		-39,804	-30,444	-24,820	-30,444	-24,820
ORGANIC (基礎)	A	-9,843	-12,436	-16,970	-12,094	-16,514
	B	-19.3	-17.1	-17.5	-16.1	-16.5
CNAVPL		2,526	554	1,140	554	1,140
CARCD		-	-476	-429	-476	-429
CARMF(補足)	A	666	-2,937	-4,439	-2,937	-4,439
	B	1.7	-6.1	-7.0	-6.1	-7.0
CARPIMKO		189	-1,120	-2,641	-1,120	-2,641
CAVP		114	-53	-229	-53	-229

(資料出所) 計画総合局 (Commissariat général du Plan)

A : 財源不足額 (百万フラン)

B : 保険料拠出総額に占める不足額の割合 (ポイント)

d) その他

同報告書では、このほか、一般制度と特別制度の格差の拡大を指摘している。

- ・ 一般制度では、定年の年齢が最低60歳であるのに対して、パリ市交通公団【Régie autonome des transports Parisiens、RATP】の平均退職年齢は53.5歳、仏国有鉄道【Société nationale des chemins de fer français、SNCF】では54.1歳、仏電力・ガス公社【Electricité de France – Gaz de France、EDF-GDF】では55.6歳となっている。
- ・ 一般制度では満額支給のために40年の保険料拠出期間が必要なのに対して、パリ市交通公団（RATP）では30年、フランス国有鉄道（SNCF）及び仏電力・ガス公社（EDF-GDF）では32.5年である。

また、家族政策に基づく措置（子供を持つ女性に対する保険拠出年数の考慮など）のため、制度全体で年間737億フランの追加コストとなっている。

報告書では、以下の事柄が満たされるという条件で、保険料の拠出期間を公共セクター民間部門共に170四半期に延長することを提唱している。

- 保険料拠出年数の延長により、若年層の就業年齢が高まってはならない。
- 繰り上げ定年の措置を制限する。

上記の2つの条件は、2010年をめぐりに退職者数が大量に増加するため、満たされると見られている。

保険料拠出期間を42.5年（=170四半期）に延長した場合、表32から明らかなように、各制度の財政不足は大きく改善される（失業率が6%と仮定した場合）。

表 32 拠出機関を42.5年に延長した場合の保険料拠出総額に占める不足額の割合

	保険料拠出年数を 42.5年に引き上げない場合		保険料拠出年数を 42.5年に引き上げた場合	
	2020	2040	2020	2040
一般制度	4.3	9.8	1.4	4.0
公務員	21.5	32.0	10.0	19.0
CNRACL	17.0	29.0	5.3	17.0

（資料出所）計画総局（Commissariat général du Plan）

年金制度改革の概要

1 概説

1980年代半ば以降、年金制度改革は政治課題の中でも重要な位置を占め続けている。

1974年12月24日付けの基本法の施行以来、異なる制度間の統一が進められ、制度間協力制度が創設されてきている。これは、就業者と年金受給者の割合の均衡がとれていない制度を、その他の異なる制度が補償する制度間連帯制度を基本としている。

また、政府はこれまで何度か特別制度（公務員等公共セクターを対象とした制度）の改革を試みているが、1953年のフランス国有鉄道（SNCF）のスト、1995年11～12月の公共セクターのストなど、大規模なストの頻発などにより失敗に終わることが多かった。

社会の高齢化に伴い人口構成が変化しつつある現在、特別制度に限らず根本的な年金改革が待たれている。

その他、今後予測される変化として、生産性の向上による経済成長、女性の就業者の増加など、年金制度の財源について検討するうえで考慮すべき要素は多い。

60歳以上の年金受給者数が20～59歳の就業者数に占める割合は、現在38%であるが、その割合は2020年には53%にまで低下し、2040年には就業者10人につき年金受給者が7人という割合に達する見込みである。このような高齢化の進行に伴い、年金改革は、いよいよ喫緊の課題となりつつある。

さらに、年金政策の策定は、雇用政策にも大きく左右される。1970年代以来の失業率の伸びに対処するため、政府は退職年齢引下げ奨励策（早期退職制度等）をとってきた。職種によっては、団体協約締結により退職年齢を60歳以下に引き下げる職業分野（特に自動車産業、銀行、化学産業）も現れ、その結果、民間部門における60歳前の退職件数は増加している。1970年代半ばの50歳から59歳の労働力率（就業年齢人口に対する就業者＋求職者の割合）が83%であったのに対し、1997年の同年齢層の労働力率は68%にまで低下している。このように、雇用政策上高齢者の退職年齢を引き下げようとする経済政策と、就業人口と年金生活者人口のアンバランスを懸念し、年金財源を確保するために退職年齢を引き上げようとする政策との間に矛盾が生じていたことから、現在では、政府は雇用政策としての早期退職促進策を基本的には放棄している。しかしながら、1980年代を通じて締結された業種別団体協約などにより退職年齢を引き下げられた業種も残っており、早期退職奨励策のツケが年金制度上に重くのしかかっているといえよう。

2 これまでの年金制度改革

1993年、当時のペレゴボワ内閣トゥラード社会問題相により年金改革法案が準備された。この法案では、年金の財源確保のため、公営企業の資本譲渡益の一部を充当した年金保証全国金庫の設立が提唱されていたが、与野党の逆転により法案の採択にはいたらなかった。

次いで1993年7月、当時のバラデュール内閣の下、年金と社会保障に関する1993年7月22日付け法が採択され、いくつかの年金改革措置が実施された。その中の1つとして、年金の

物価スライド制が導入されたほか、1993年8月27日付けデクレでは、民間部門の被用者を対象として年金の一般制度に大幅な修正が加えられている。ここで導入された主要な措置は以下のとおりである。

- ・ 満額支給を受けるための保険料拠出期間を従来の37.5年から40年（150四半期から160四半期）に引上げ
- ・ 年金額算定基準期間【*période de référence*】を10年から25年に延長
- ・ 年金継承率を52%から54%に引上げ

1995年11月、当時のジュペ内閣は抜本的な社会保障改革案を発表した。案は4つの主要改革措置を用意していたが、そのうちの1つが特別制度（公務員を対象にした年金制度）と一般制度を横並びにしようとするもので、これが原因となって公共部門の職員による大規模なストライキが発生した。ストが長期化し経済への影響が懸念されたことから、ジュペ内閣では改正案を撤回し、公共部門の保険料拠出期間を民間部門のそれと同じくするだけにとどめることで打開に至った。

1994年には、自由業者を対象に確定拠出型の年金積立て制度が導入された。これは、「マドラン契約」（第3章3(6)参照）と呼ばれるもので、1994年9月6日付けデクレによって施行されている。この自由業者年金積立て制度の導入により、自由業者にも補足制度への加入が可能となった。保険料掛金は、課税対象から控除され、在職期間中、年収の変動に応じて年間最低915ユーロからその10倍までの金額を積み立てるものである。

また、1997年3月25日付けトマ法では、確定拠出型年金をさらに発展させる方向で年金基金の普及と年金準備個別制度をさらに強化する予定であったが、同法も政治的理由から施行には至らなかった。

3 今後の年金改革³³

(1) 改革の主要な論点

今後の年金制度改革措置として、論理上、以下の方法による施策が考えられる。以下、それぞれにつき、現状での議論を踏まえ概説する。

- ・ 保険料拠出期間の延長
- ・ 経済成長の強化
- ・ 保険料率の引上げ
- ・ 就業人口の増加
- ・ 個別年金積立て制度の推進
- ・ 年金準備基金
- ・ 被用者貯蓄制度
- ・ 年金の選択制、積立て制度

³³ 本項の記述は、Le Nouvel Observateur（2002年3月14-20日号）に多くを拠っている。

a) 保険料拠出期間の延長

1999年に発表されたシャルパン報告書では、現行の保険料拠出期間、すなわち公共部門37.5年（150四半期）、民間部門40年（160四半期）を、いずれも42.5年（170四半期）にまで延長することを推奨している。

この保険料拠出期間の延長措置が実施された場合、2040年を目処として年金支給財源の著しい改善が見込まれている（表32参照）。また、就労期間が延長されることにより、就業人口が増加することとなり、経済活動が活発化し（年金生活に比べ可処分所得も高くなり個人消費が経済の下支えとなる）一層の雇用創出も可能になると見込まれている。また、長寿化に伴い年金生活期間も必然的に長くなり、その分年金コストも増加することから、就労期間の延長は年金財源の健全化に対して大きな説得力を持つ。さらに、医療サービスの改善により健康な高齢者が増加することにより就業期間の長期化も可能となる。

この措置を講じる条件として、経済成長と雇用の増進、定年前退職の制限、保険料拠出者が全制度で増加すること、非就労期間と労働の苦痛度がカウントされること、などいくつかの補足措置が必要と考えられる。

b) 経済成長の強化

経済成長は、雇用創出を促進し、保険料拠出者数が増加することから、年金財源確保に重要な影響を及ぼす。また、失業者数が削減されることにより、年金以外の社会保障支出も軽減される。失業率の低下は、若年層が労働市場によりアクセスしやすくなるということであると共に、高齢者がより長期間就労できることを意味する。その結果、就業者数が増加することで年金保険料が確保できることとなる。

対GDP比で年金支出の占める割合が安定するには、この先2040年までの年次経済成長率が3.5%のレベルを維持することが必要とされている。しかしながら、1972年から1982年の期間の平均年次経済成長率が2.8%、1983年から1999年の期間では1.97%であり、3.5%の年次経済成長率を維持するためには、1945年から1975年までの「栄光の30年」と呼ばれる経済成長期と同じ経済成長率が求められることになり、3.5%成長を前提とするのは現実的ではない。むしろ3.5%を確保できない分、他の施策による年金財政安定策を施していかなばならない。

c) 保険料率の引上げ

保険料率の引上げには、労働コスト上昇、競争力の低下、雇用創出の減速などいくつかのリスクを伴い、結果として保険金拠出者数が減少するおそれがある。また、貯蓄と投資が減少することにより生産と技術開発にも歯止めがかかる。保険料率の引上げにより、社会保険料支払いを回避するため、不法労働を行ったり、生産拠点を外国に移行する企業も現れると考えられる。

ただし、経済にマイナス影響を及ぼし始める保険料率の水準を見極めることは極めて困難である。これには、購買力との関係において被用者がどの程度までの保険料引上げに対処できるかの線引きが重要となる。また、将来受給できる年金に保険料拠出者がどの程度信頼をおいているかにも左右される。

d) 就業人口の増加

出生率が上昇することが望ましいが、現在の合計特殊出生率（女性1人当り生涯に生む子供

の数)は1.7人と低水準にある。また、これから出生率が上昇し始めたと仮定しても、60歳以上が全人口に占める割合の増加のペースには追いつけないと推計されている。ベビーブーム世代の大半が退職年齢を迎える20年後には、高齢者の増加は特に顕著になると考えられる。

移民政策による就業人口増加策も可能であるが、1995年時点の就業者数を維持するには、2005年までにさらに2300万人(年間約76万6000人)の就業者が必要となる。しかしながら、実際に新たに就労が見込まれている人数は、同期間を通して32万5000人に過ぎない。さらに、外国からの移民労働者への職業能力開発コスト、社会保障コスト等を考慮すると、移民労働者増加策によって年金保険料収入の増加を図るのは極めて困難であると見られている。

e) 個別年金積立制度【fonds de pension】の推進

個別年金積立制度の推進により、制度間格差による問題を回避できる。積立貯蓄分は投資に廻されるため、競争と経済成長の活性化に繋がる。確定給付型年金制度に比べて効率はよいとされるが、その性質上、投資リスクも伴っている。積立での効果は、物価上昇率の推移や市場の安定性にも左右される。ただし、多くの加入者が一度に退職すると、その価値は引き下げられる。貯蓄額は、収入額に左右されるため、制度加入者間の公平さを欠くおそれもある。またもう一つのリスクとして、年金積立制度が先行しすぎると、確定給付型年金制度の拠出金支払いに破綻を招くおそれもある。

f) 年金準備金制度【fonds de réserve】

人口構成の変化に伴う年金保険料の急激な伸びをカバーし、また、各制度の運営を補助する恒常的な基金として機能するという2つの目的を持つ。基金内の貯蓄分については、国に対して債券として発行することにより収益が見込まれる(第3章「3 年金準備金制度」の項を参照)。

g) 社内貯蓄制度

社内貯蓄制度には、資本参加【participation】、賞与支給【intéressement】、企業貯蓄制度の3種類がある。これらの貯蓄制度の導入には、企業の業績が大きくかかわっている。雇用主にとってのメリットは被用者の社会保障費を負担する必要がないこと、被用者にとってのメリットは給与収入のように課税対象にならないことなどである。ただし、米国における社内貯蓄制度の例が示すように、社内持ち株制度を導入することで被用者間の給与水準に差が生じることが多い点に加え、従業員の経営参加権にも信憑性を欠くなどの問題点が指摘されている。また、上述の個別年金積立制度との差別化も曖昧である(第3章「3 任意加入の年金積立制度(2) 企業付加年金制度 / 税制上の優遇措置」の項を参照)。

h) 選択制漸次退職制度

失業が大きな社会問題であった時期、労働市場から高齢労働者を退職させる方向での施策の一環として早期退職制度【préretraite】や退職年齢の引下げ策が実施されている。その結果、55歳を上回る被用者が同年齢の全人口に対して占める割合は、1971年の73%から2000年には40%にまで低下している。これは先進国の中でも極めて低い数字である。こうした施策により、退職者数増加が加速されている。保険料拠出者側からすると、拠出期間が短縮されることで年金給付率の低下を招くこととなる。こうした問題への対処策として、早期退職制度を選択

制にすること、また段階的な退職制度導入を拡大することが考えられる（第 章「11 退職時期前倒し制度」の項を参照）。

(2) 主要政党、労使団体の主張、提言

a) 保険料引上げか、年金支給額引下げか

1993 年のバラデュール政権による年金改革により、年金支給額の給与代替率は現在の 78% から 40 年後は 64%まで低下する見通しで、年金支給額のさらなる引下げ策は現実的に困難であると考えられる。

一方、保険料の引上げについては、FO（「労働者の力【Force Ouvrière】」、CGT から分離独立した社会党系の労働組合）緑の党、等が主張しており、2001 年に調査会社 Sofres が行った世論調査でも、調査の対象の 53%がこれに賛成している。しかし、現在の年金支給のレベルを維持すると仮定すると、保険料を現在より 15%ポイントも引き上げなければならず、労働者にとってかなりの重荷となることが問題である。ただし、FO は、「40 年で 15 ポイントであるから年間 0.37 ポイント引き上げればよいこと、またその間 GDP も倍増する」と主張している。

これに対して MEDEF（仏の代表的使用者団体）は、「保険料の引き上げは雇用を大量に破壊するだけだ」と主張し、強く反対している。MEDEF の見解の眼目は、「社会負担の引上げと雇用の促進は矛盾する」という点にあり、専門家の間では広く支持されている。年金支給支出の他にも、人口の長寿化により高齢者への援助、医療費をはじめとする社会保障支出も増加することは必至で、これへの対応策も不可避である。

年金準備金制度では、現在基金の財源を満たすために様々な提案がなされている。共和国連合（RPR）³⁴も社会党（PS）も保険料を若干引き上げる可能性を否定してはいないものの、財政均衡に至るまで保険料を引き上げることは問題外としている。

b) 就業年数の延長か、就業人口の増加か

1993 年、当時のバラデュール首相は年金の満額受給に必要な民間部門の就業年数を 37.5 年から 40 年に延長することを決定した。MEDEF は、就業年数の延長を支持しているが、現在 55～64 歳のフランス人の雇用率は 34%にすぎない。失業対策の一つとして、仏企業は退職年齢の引下げを積極的に実施して若年層の雇用推進を図ってきた。ここ数年、政府の政策転換もあり早期退職の数は減っているとはいうものの、55 歳以上の求人は極めて少ない。

2001 年 3 月に行われたストックホルム・サミットで、フランスは、向こう 10 年間で 55～64 歳の雇用率を現在の 34%から 50%に引き上げることを約束した。保守も革新もこの点については意見が一致している。

共産党と緑の党は民間部門の就業年数を再度 37.5 年に引き下げを要求しているが（これは GDP の 0.3 ポイントに相当）それ以外の党は就業年数の延長に柔軟な態度を示している。

³⁴ 1967 年に結成されたいわゆるドゴール派の政党であり、フランスでは保守派の中核を成し、1995 年にシラク氏が大統領選に当選するまでは同氏が党首を務めていた。ただし、2002 年の大統領選挙時に、シラク大統領を支持する保守・中道政党（共和国連合（RPR）を主体に自由民主（DL）と仏民主連合（UDF）の大部分）が合流し「大統領与党連合（UMP）」を結成した。2002 年 6 月の総選挙で UMP が圧倒的過半数の奪取に成功したことを受け、同年 11 月 17 日（予定）に「連合（ユニオン）」という名称の新政党として発足することとなっている。これに伴い、RPR は消滅することとなる。

c) 確定拠出型年金

積立保険導入について 20 年来議論がされてきたが、現在積立保険については、緑の党、共産党、極左を除き、徐々にコンセンサスが形成されつつある。

2002 年春の大統領選に臨んで、シラク大統領（RPR 共和国連合、保守政党）、アラン・マドラン（DL 自由民主、中道）、フランソワ・バイルー（UDF 仏民主連合、中道）の各候補は、プレフォン（第 3 章「3 任意加入の年金積立制度（5）公務員の付加年金制度」の項を参照）のモデルに従い、民間部門における年金基金の創設を提案した。一方、社会党は、労働組合の管理の下に「**就業者貯蓄基金【fonds d'epargne salariaux collectifs sous contrôle des syndicaux】**」を創設することを提案した。

積立保険自体は既に存在するが、その発展は政府が個人の貯蓄を税制優遇措置により奨励するかどうかにかかっているといえる。

各労働組合は、現時点での積立型保険の議論は時期尚早として、まず基礎年金及び補足年金制度（すなわち 3 階建てのうち 1 階、2 階部分）により、年金の給与代替率を把握した上で付加年金制度の問題を話し合うべきであるという点で意見が一致している。仮に将来の年金支給率が 70～75%程度の高い率を維持できることになれば、労働組合は CGT、FO も含め、積立保険制度に反対しないとみられている。逆に、年金支給率が大きく下がり、その補填策として積立保険制度を導入する場合、組合は強く反対するものと見られる。

唯一、極左の労働組合 SUD-PTT だけが積立保険の原則に強く反対している。エコノミストの中にも「ベビーブームの世代は定年退職のため 2005 年以降持ち株を売却するが、その次の世代は売却分を全て買うだけの人口がいない。そのため株式市場は安値基調が続くだろう」と予想している者がいる。

これに対して、社会党系の専門家は、「歴史的に見ると長期的には株式市場が最も確かな資金の運用の場で、積立保険が社会保障の財政の不均衡を完全に正すことは出来ないとしても、民間部門にプラスをもたらす」と指摘している。

d) まとめ

いずれにせよ、財政難を治す特效薬はなく、今後労働組合との長く厳しい交渉が予想される。主要政治勢力の項目別の主張をまとめると以下ようになる。

表 33 年金改革に係る主要政治勢力の主張

項目	賛成	反対
保険料の引き上げ	FO, 緑の党 RPR, PS は若干の引き上げには賛成	MEDEF
就業年数の延長	MEDEF、および共産党、緑の党以外の各党	共産党、緑の党（民間部門の就業年数を再度 37.5 年に）
55-64 歳の雇用率の上昇	各党	
年金積立て制度	保守、中道、社会党	緑の党、共産党、極左

（資料出所）Le Nouvel Observateur（2002 年 3 月 14-20 日号、P.16-26）

年金改革について、シラク大統領は柔軟な姿勢を示している。大統領はフランス独自の年金基金の創設に賛成しており、これについて交渉することを約束するとともに、年金支給額の算出方式を、現行のように就労期間で最も給与の高かった25年の平均を基準とするのではなく、点数による年金計算方式を導入することを提唱している。

一方、MEDEF は保険料の値上げに反対し、拠出年数の延長および公務員の年金の改革を提唱している。MEDEF はまた、年金支給額の低下をカバーするために年金基金の創設を主張している。

以上、フランスでは、老齢連帯基金の設立や公的年金部門における制度間補償制度の導入からも分かるように、社会保障の基本理念としての「連帯」の精神が年金分野にも広く浸透している。連帯精神を基礎においた社会保障サービスは受益者数、サービスの種類ともに拡大していく見込みである。

このような中で、フランスの年金制度は、今後予想される運営財源の不足に対応するため、早急な改革措置を必要としている。2002年春の大統領選でも年金は次期政権の最大の課題として取扱われてきた。当然のことながら、経済政策、雇用政策とのバランスを考慮に入れた年金政策が望まれており、欧州委員会の報告書が示すように、強制加入の基礎年金、補足年金に加えて、任意加入の積立て方式の年金制度を強化していく方向での施策が予想される。

(林 雅彦)